別記６－１

バイオマス利活用施設整備事業

第１　事業の内容

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市（以下「産業都市」という。）の構築を目指し、産業都市に選定された地域を対象に、産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト（以下「事業化プロジェクト」という。）の推進に必要な次に掲げるバイオマス利活用施設の整備を行うものとする。

１　事業メニュー

別紙１に記載のバイオマス利活用技術を用いた、以下の事業メニューを支援するものとする。

（１）地域波及モデル施設整備

別紙１に記載のバイオマス利活用技術のうち、地域波及モデルに該当する技術を用いた施設の整備

（２）新たな実用化技術を活用した施設

別紙１に記載のバイオマス利活用技術のうち、新たな実用化技術に該当する技術を用いた施設の整備

２　対象施設

（１）新設施設

事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の新設及びこれら施設の附帯施設の新設

（２）成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第２　事業実施主体

事業実施主体は、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）であって、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が３分の２を上回ることが見込まれるものに対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として交付決定を行うことができないものとする。

1　本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
2　本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
3　本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
4　日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
5　事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

第３　目標年度及び成果目標

本要綱第４の１の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1　成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等）について適切に設定するものとする。

なお、第１の１の（１）の施設のうち、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量について記載すること。

2　達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3　目標年度

施設整備完了から３年経過した年度とする。

第４　採択基準等

事業の採択基準は、本要綱第４の２のほか、次のとおりとする。

1　採択基準

（1）事業実施の実現性

ア　農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

イ　原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの主たる調達先が産業都市構想に記載された地域の範囲内であること及びその調達手段の確保が見込まれること。

ウ　導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ　販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

オ　施設規模等の妥当性

（ア）施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

（イ）事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

カ　事業費の適正性

本要綱第５の１の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の（ア）又は（イ）により行われていること。

（ア）事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

（イ）原則、３社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

キ　事業収支の妥当性

（ア）施設稼働後３年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

（イ）事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

（ウ）融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

（エ）施設の法定耐用年数期間内のＩＲＲ（内部収益率）が１％以上となる計画であること。

（オ）第７の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が１．０以上となっていること。

ク　利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

（ア）関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

（イ）施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

（ウ）事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

（エ）施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

ケ　第３により設定した成果目標の内容の妥当性

（ア）内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

（イ）事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

（ウ）利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

コ　事業実施主体の妥当性

（ア）経常損益が過去３年間のうち１年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、３年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等によ

り、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

（イ）事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

（ウ）事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

（エ）事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

第５　事業の実施に関する事項

１　事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第５の１の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

（１）事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア　事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

イ　事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

（２）利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）。

（３）産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書（様式任意）。

第６　事業実施期間

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則３年までを交付対象期間とするが、複数年度実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

なお、交付対象期間の途中で事業を中止した場合、原則として、前年度までに既に交付した交付金を返還するものとする。

第７　費用対効果分析の実施方法

本要綱第４の４に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

１　費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第21号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併

せて提出するものとする。

２　費用対効果の算定方法

（１）費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

（２）妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア　妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ　妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第21号の第２に従い算定するものとする。

ウ　妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝｛ｉ×（１＋ｉ）ｎ｝÷｛(１＋ｉ）ｎ －１｝

ｉ＝割引率＝０．０４

ｎ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

（３）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第８　事業の実績報告等

本要綱第７の１に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

１　事業実施主体は、事業完了年度から３年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

２　１の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第11号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業完了年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第７号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第９　事業成果の評価

本要綱第８の１の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

１　事業実施主体は、第３の３で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

２　１の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第11号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施

設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10　自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1　利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）事業実施主体自身

（2）100％同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体の関係会社

2　利益等排除の方法

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものする。

別紙１　支援対象メニュー

「地域波及モデル施設」の対象となる技術例
（◆　現状で実用化段階）

- **固体燃料化**
  切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料（チップ、ペレット、バイオコークス（炭化））を製造する技術
  （原料）木質系、草本系、

- **直接燃焼**
  直接燃焼してエネルギー利用する技術
  （原料）木質系、草本系、鶏ふん、食品廃棄物、

- **液体燃料化（エステル化）**
  メタノールとアルカリ触媒を加えてエステル交換する等の方法で、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）である脂肪酸メチルエステル（ＦＡＭＥ）を製造する技術
  （原料）廃食用油、植物油
- **メタン発酵（湿式）**
  微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
  （原料）家畜排せつ物、食品廃棄物、資源作物、農作物残さ、

- **糖質・澱粉質系発酵（第一世代）**
  酵素で糖化し、酵母、細菌等によりエタノール発酵させることでエタノールを生成する技術
  （原料）余剰・規格外農産物、食品廃棄物（甜菜、米、小麦等）

「新たな実用化技術を活用した施設」の対象となる技術例
（◆　現状で実用化段階（今回新たに評価））

- ガス化
  熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術
  （原料）木質系、草本系、下水汚泥
- バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）
  ポリ乳酸やプラスチック・素材を製造する技術
  （原料）糖質、澱粉質系

◆５年後に実用化段階

- **固体燃料化（新たな原料）**
  切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料（チップ、ペレット）を製造する技術
  （原料）資源作物（エリアンサス等）、竹、ヤナギ
- **固体燃料化（新たな燃料）**
  切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料（バイオコークス（半炭化）、スラリー燃料（水熱炭化））を製造する技術
  （原料）木質系、草本系、下水汚泥等
- **接触分解**
  接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術
  （原料）動植物油

- **水素化分解**

  高温高圧の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

  （原料）油糧種子

- **メタン発酵（乾式）**

  微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

  （原料）食品廃棄物、資源作物、農作物残さ

- **セルロース系発酵（第２世代）**

  加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

  （原料）ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

- **バイオマテリアル（セルロースナノファイバー）**

  セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術

  （原料）木質系

別記６－２

バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第１　事業の実施

１　実施設計書の作成

（１）事業実施主体は、バイオマス利活用施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

（２）実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

２　予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

３　その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

４　事業の着手

（１）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・６次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式

第22号）を都道府県知事等に提出するものとする。

（２）（１）ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（３）都道府県等は、（１）ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

５　事業の施行

（１）施行方法

整備事業は、次の（２）から（５）までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、１つの事業については１つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、１つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして２つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

（２）直営施行

ア　工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ　購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第23号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除

き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

（３）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア　請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第23号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ　工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ　工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

（４）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第１の１の（１）に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第23号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（５）代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア　代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表１により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ　代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第23号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ　建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ　施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに､公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする（別紙様式第23号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ　支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ　工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ　工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク　精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6　契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成９年５月９日付け９経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

7　会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

（１）交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとすること（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

（２）事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

（３）金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

（４）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8　未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年３月１日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命

通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第２　附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表２に掲げるとおりする。

第３　事業完了に伴う手続

１　しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする（別紙様式第24号）。

２　事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の（１）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（２）及び（３）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（１）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

（２）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（３）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

３　事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了から別記６第９の１に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

評価の報告年度までの毎年度､現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

４　その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第４　関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1　予算関係書類
（1）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
（2）予算書及び決算書
（3）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
（4）その他予算関係の事項を示した書類
2　工事施工関係書類
（1）直営施行の場合
ア　実施設計書及び出来高設計書
イ　工事材料検収簿及び同受払簿
ウ　賃金台帳及び労務者出面簿
エ　工事日誌及び現場写真
オ　その他工事関係の事項を示した書類
（2）請負施行、委託施行及び代行施行の場合
ア　実施設計書及び出来高設計書
イ　入札てん末書
ウ　請負契約書
エ　工程表
オ　工事完了届及び現場写真
カ　その他工事関係の事項を示した書類
3　経理関係書類
（1）金銭出納簿
（2）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
4　往復文書
交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料。
5　施設管理関係書類
（1）管理規程又は利用規程
（2）財産管理台帳
（3）その他施設管理関係の事項を示した書類

第５　交付対象事業費の内容、構成及び積算

1　交付対象事業費の内容
工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費を交付対象事業費とする。
2　交付対象事業費の構成
交付対象事業費の構成は、別表３を標準とする。
3　交付対象事業費の積算及び取扱い
交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、１事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア　工事費

（ア）積算の方法

a　工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

b　工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年２月14日付け52構改Ｄ第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成５年２月22日付け５構改Ｄ第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年４月19日付け46畜Ｂ第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあっては「「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年３月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

（イ）支給品費

a　支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

b　支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

c　工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表４に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

（エ）諸経費

a　諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表４に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

b　諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

（オ）消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ　測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

ウ　実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

エ　工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表４に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

オ　代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の５パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

４　実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、３に掲げるア～オの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

（１）不動産取得に関する経費

（２）既存施設の取壊しや撤去に係る経費

（３）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（４）交付決定前に発生した経費（第１の４のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）

（５）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

（６）再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

（７）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費。

第６　交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

１　管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記６－１第２に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置づけられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

２　管理方法

（１）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第８号による財産管理台帳を備え置くものとする。

（２）事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。

（３）（２）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア　事業名及び目的
イ　種類、名称、構造、規模、型式及び数量
ウ　設置場所
エ　管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
オ　利用者の範囲
カ　利用方法に関する事項
キ　利用料に関する事項
ク　保全に関する事項
ケ　償却に関する事項
コ　必要な資金の積立に関する事項
サ　管理運営の収支計画に関する事項
シ　その他必要な事項

（４）事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

３　財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局

長等の承認を受けなければならない。

4　増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第25号）を都道府県知事に届け出るものとする。

5　災害の報告

（1）事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

（2）事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表１

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
（１）実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
（２）業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
（３）入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
（４）施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別表２

附帯事務費の使途基準

区　　分	内　　容
旅　　費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃　　金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共　済　費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報　償　費	謝金
需　用　費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役　務　費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	機械器具等購入費

注：食料産業・６次産業交付金のバイオマス利活用施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表３

事業費構成の標準

①施設の整備

ア　直営施行の場合

- 事業費
  - 工事費
    - 工事価格
      - 純工事費
        - 直接工事費
        - 間接工事費
          - 共通仮設費
          - 現場管理費（諸経費）
    - 消費税相当額
  - 実施設計費
  - 工事雑費

注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ　請負施行の場合

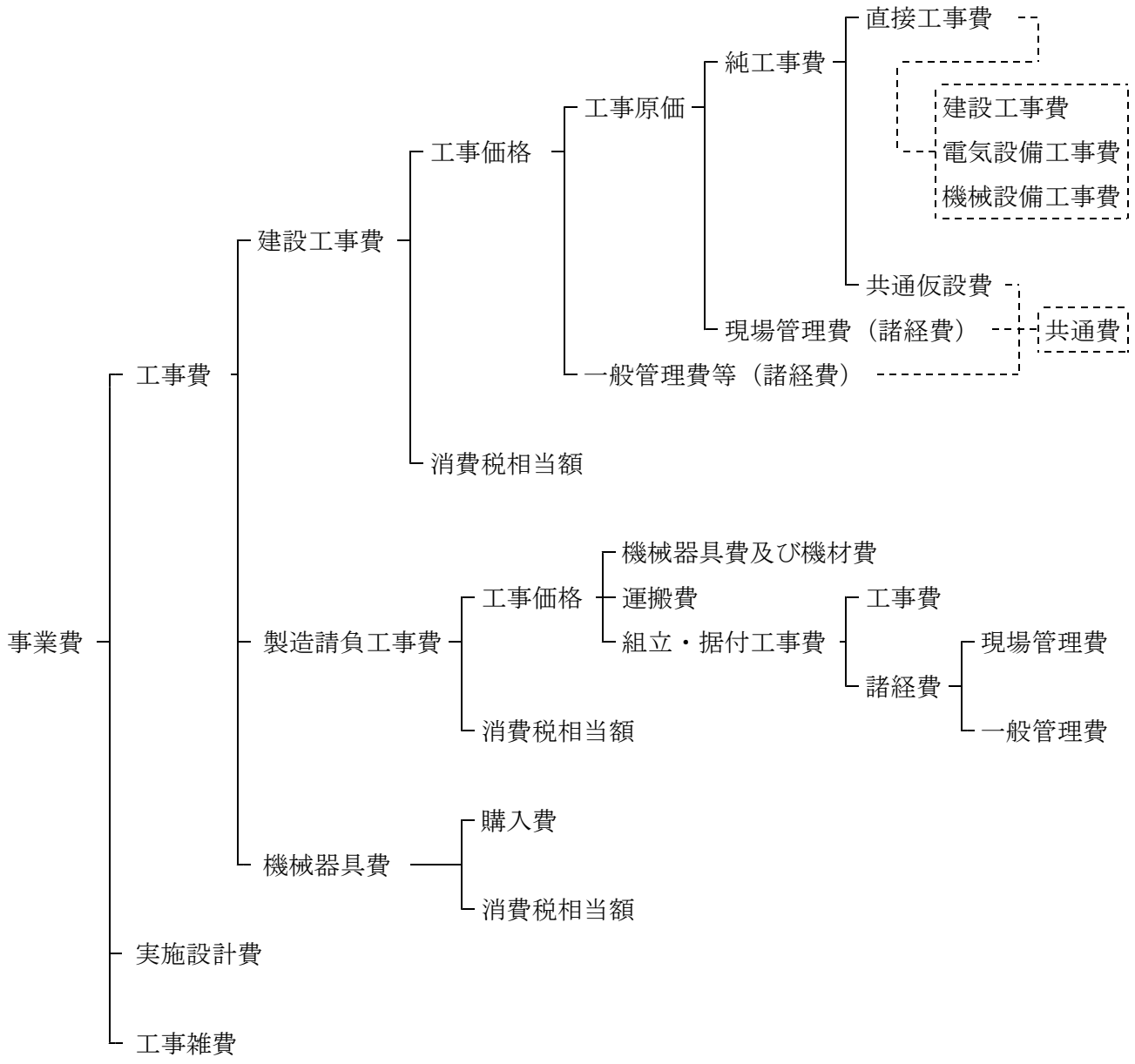

注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ　代行施行の場合

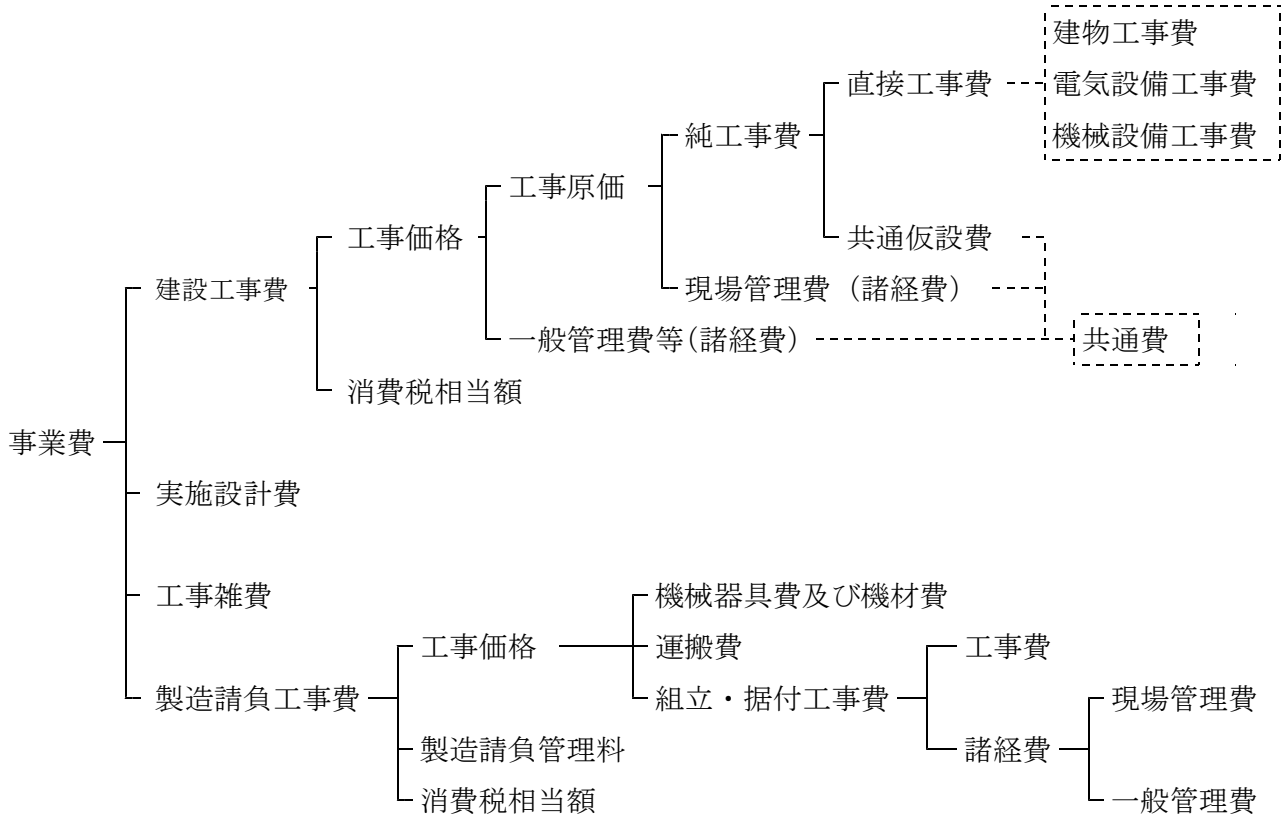

② 機械の整備

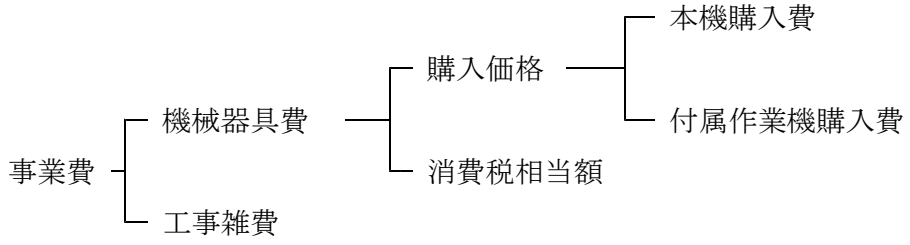

別表４

各種経費

１　共通仮設費

区　　分	内　　容
準　　備　　費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安　　全　　費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運　　搬　　費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ　　の　　他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

２　現場管理費

区　　分	内　　容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

３　一般管理費等

区　　分	内　　容
役　員　報　酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退　　職　　金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地　代　家　賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租　税　公　課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保　　険　　料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑　　費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

４　工事雑費

区　　分	内　　容
報　　酬	土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃　　金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共　済　費	賃金に係る社会保険料
需　用　費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役　務　費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委　託　費	測量、設計及び登記等の委託費
旅　　費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公　課　費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別紙様式第1号（加工・直売の支援体制整備事業）

年　　月　　日

食料産業・６次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書

都道府県知事　　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	６次産業化等に関する戦略の策定	別添１	
2	人材育成研修会の開催	別添２	
3	商談会等の開催支援	別添３	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「〇」を記載すること。

注１：事業メニューごとに別添１から別添３までの様式を記載し提出すること。
注２：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
注３：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別添１　６次産業化等に関する戦略の策定

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※策定する戦略が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。
※策定した戦略の活用方法等を記載すること。

（３）事業の実施方針

ア　事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における都道府県又は市町村の６次産業化事業等を推進するための戦略の方向性及び策定スケジュールを記載すること。

イ　事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

（４）事業の成果目標

ア　成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。
※定量的な目標例：別表参照

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度（平成　年）	事業実施年度（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度（平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　６次産業化・地産地消推進協議会の設置

名称	設置年月日	構成員	事務局

イ　６次産業化・地産地消推進協議会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	備考
戦略の策定（更新）予定年月日			

ウ　戦略に関する交流会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	参加人数

２　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　**「地産地消促進計画」を策定しているか。**

☐ 該当する　☐ 該当しない

（２）　**「人・農地プラン」を策定しているか。**

☐ 該当する　☐ 該当しない

（３）　**「地域再生計画」に位置付けられた取組か。**

☐ 該当する　☐ 該当しない

（４）　**和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。**

☐ 該当する　☐ 該当しない

（５）　**農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。**

☐ 該当する　☐ 該当しない

３　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

４　添付書類

ア　地産地消促進計画
イ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
ウ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
エ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
オ　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
カ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：ア～エの資料については、２の（１）～（５）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添２　人材育成研修会の開催

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※人材育成研修会が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。
※人材育成研修会に参加した人材がどのように６次産業化等の取組を進めていくか等を記載すること。

（３）事業の実施方針

ア　事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における人材育成研修会の内容を具体的に記載すること。
※事業効果を高める方策を記載すること。

イ　事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

（４）事業の成果目標

ア　成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。
※定量的な目標例：別表参照

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度（平成　年）	事業実施年度（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度（平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記入すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　人材育成研修会（講義）の開催

名称	開催日	開催場所	実施内容	参加人数

注：実施内容には、研修プログラムの概要、開催日数、カリキュラム数、カリキュラムの策定方針、研修生の募集方法、研修生の選定方法等について記載すること。

イ　人材育成研修会（インターンシップ研修）の開催

名称	開催日	受入先	実施内容	参加人数

注：実施内容には、インターシップ研修の概要、開催日数、受入先の選定基準・選定方法等について記載すること。

２　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（２）　「人・農地プラン」を策定しているか。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（３）　「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（５）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

３　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注２：事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

４　添付書類

ア　地産地消促進計画
イ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
ウ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
エ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
オ　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
カ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：ア～エの資料については、２の（１）～（５）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添３　商談会等の開催支援

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※商談会等の開催が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。
※商談会等を複数の都道府県で共同して開催することによる農林漁業者等に対する効果を記載すること。（北海道又は沖縄県が単独開催する場合は、農林漁業者等に対する効果を記載すること。）

（３）事業の連携体制

※連携する都道府県におけるそれぞれの役割分担等を記載すること。
※他の事業者と連携して事業を行う場合は当該事業者の名称及び役割等を記載すること。
※他の事業者に本事業を委託する場合は、委託先名、委託する事業内容及び委託する理由を記載すること。

（４）開催戦略

※開催方針（募集対象、特徴）及び実施内容等を記載すること。
※募集対象者（出展事業者）、募集数（出展数）及び参加バイヤー（想定を含む。）を記載すること。

（５）事業実施後の実施方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

（６）事業の成果目標

ア　成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。
※定量的な目標例：別表参照

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度（平成　年）	事業実施年度（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度（平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（７）事業内容

ア　商談会の開催

名称	開催時期	開催場所	出展者数	参加バイヤー	開催内容

イ　事前説明会の開催

名称	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

ウ　個別相談会の開催

名称	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

エ　シンポジウムの開催

名称	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

オ　ニーズ調査の実施

実施時期	調査方法	調査人数	調査内容	備考

注：作成する場合に記載すること。

カ　商談会に要する資料の作成

作成部数	カタログ等の内容、活用方法（配布先を含む。）	備考

注：作成する場合に記載すること。

キ　報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考

２　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）　「人・農地プラン」を策定しているか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（３）　「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（５）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

３　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注２：事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

４　添付書類

ア　共同で商談会等を開催することを共同で開催する都道府県が証する書面。
イ　地産地消促進計画
ウ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
エ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
オ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
カ　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
キ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：イ～キの資料については、２の（１）～（５）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別表

加工・直売の支援体制整備事業における成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目　標（○年後）	指　標	単位
1　６次産業化等に関する戦略の策定	都道府県（又は市町村）内における６次産業化関連事業の市場規模の拡大	都道府県（又は市町村）内における６次産業化関連事業の年間販売金額（又は伸び率）	円（%）
	都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定（更新を含む。）件数の増加	都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定件数	件
	都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組む農林漁業者等の増加	都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数	件
	都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき育成する事業者数の増加	都道府県（又は市町村）内における育成した事業者の数	件
	都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき法人化する事業体数の増加	都道府県（又は市町村）内における法人化した事業体の数	件
	都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の増加	都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の数	件
2　人材育成研修会の開催	６次産業化等に着手する農林漁業者等の増加	研修受講後に６次産業化に着手した農林漁業者等の数	人
	総合化事業計画の認定件数の増加	総合化事業計画の認定件数	件
	新たに新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の増加	研修受講後に新たに商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数	人
3　商談会等の開催支援	参加者の年間販売額の増加	年間販売金額（又は伸び率）	円（%）
	参加者の新商品の年間販売金額の増加	年間販売金額（又は伸び率）	円（%）

	参加者の販路拡大	販売先の数	件
	参加者の新商品の製品化数の増加	製品の数	件

別紙様式第2号（加工・直売の推進支援事業）

年　　月　　日

食料産業・６次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書

都道府県知事　　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	加工適性のある作物導入	別添１	
2	新商品開発・販路開拓の実施	別添２	
3	直売所の売上げ向上に向けた多様な取組	別添３	
4	施設給食における地場産農林水産物等の利用の拡大	別添４	
5	地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	別添５	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注１：事業メニューごとに別添１から別添５までの様式を記載し提出すること。
注２：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
注３：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別添１　加工適性のある作物導入

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※事業が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

（３）事業実施主体の概要

ア　名　称
イ　主たる事務所の所在地
ウ　代表者名
エ　構成員数
オ　従業員数
カ　設立年月日
キ　構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

ク　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
ケ　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日

注：　総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することもできる。）。

（４）事業の成果目標

ア　成果目標の概要

（本事業着手に至る経緯）

（事業成果目標）
※定量的な目標例：別表参照

注：具体的な取組内容（導入に至った経緯、導入する作物の新規性等）を記載の上、達成すべき定量的な数値目標（作付面積、生産量等）を記載すること。

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 （平成　年）	事業実施年度 （平成　年）	第２年度 （平成　年）	第３年度 （平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　講習会への参加

講習会名	参加時期	参加場所	講習会の概要

イ　試験栽培の実施

品目	栽培時期	栽培の概要

ウ　栽培技術指導の開催

品目	開催時期	栽培技術指導の概要

（６）事業実施年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

２　市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

（１）６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組であるか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）（１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※　本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。
※　本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

３　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）　事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（３）　事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域か。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（５）　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（６）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（７）　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

４　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

５　添付書類

ア　事業実施主体の概況
（ア）定款又はこれに準ずる規約
（イ）役員等名簿
（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等
イ　市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面
ウ　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画
エ　地産地消促進計画
オ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
カ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
キ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
ク　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
ケ　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
コ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、イ～ケの資料については、３の（１）～（７）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添２　新商品開発・販路開拓の実施

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※事業が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

（３）事業実施主体の概要

ア　名　称
イ　主たる事務所の所在地
ウ　代表者名
エ　構成員数
オ　従業員数
カ　設立年月日
キ　構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

ク　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
ケ　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日

注：　総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することもできる。）。

（４）事業の成果目標

ア　事業成果目標の概要

（本事業着手に至る経緯）

（事業成果目標）
※定量的な目標例：別表参照

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産農林水産物等又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（商品化による効果（売上高等））を明記すること。

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度（平成　年）	事業実施年度（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度（平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第１四半期（４～６月）	
第２四半期（７～９月）	
第３四半期（10～12月）	
第４四半期（１～３月）	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記載すること。

イ　開発する商品の状況

（ア）開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概　　要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。
また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

（イ）開発する新商品に関する取組方針

（新商品名：　　）	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

ウ　試作品の製造に関するリース・レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	型式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン/日				
設置場所						
用途（具体的に）						

注１： 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。
注２： 対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

エ　新商品開発の実施

（ア）試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

（イ）成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備　考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

オ　販路開拓の実施

（ア）消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

（イ）商談会等への出展

開催時期	開催場所	開催内容	来場対象者	試供品の作成・提供数

カ　主要原料取引計画及び売上計画

（ア）主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所　在　地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ﾄﾝ)	(百万円)

注１：　直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記載すること。
注２：　農林漁業者自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記載すること。

（イ）主要原料取引計画の概要

主要原材料名（　　）	初年度　a（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度　b（平成　年）	b/a
原料使用量	(ﾄﾝ)	(ﾄﾝ)	(ﾄﾝ)	%
うち契約取引数量				

注１：　翌年度からの計画を、年度別（当年４月から翌年３月まで）に記載すること。
注２：　農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記入すること。
注３：　複数の主要原材料がある場合は、表を追加して記載すること。

（ウ）売上計画の概要

製品名	販売先	初年度　a（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度　b（平成　年）	b/a
		千円	千円	千円	%
計					

注：翌年度からの計画を、年度別（当年４月から翌年３月まで）に記載すること。

（６）事業実施年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

２　市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

（１）６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組であるか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）（１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※　本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。
※　本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

３　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）　事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（３）　事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域か。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（５）　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（６）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（７）　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

４　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入して下さい。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

５　添付書類

ア　事業実施主体の概況
（ア）定款又はこれに準ずる規約
（イ）役員等名簿
（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等
イ　市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面
ウ　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画
エ　地産地消促進計画の内容を確認できる資料
オ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
カ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
キ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
ク　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
ケ　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
コ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、イ～ケの資料については、３の（１）～（７）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添３　直売所の売上げ向上に向けた多様な取組

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※事業が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

（３）事業実施主体の概要

ア　名　称
イ　主たる事務所の所在地
ウ　代表者名
エ　構成員数
オ　従業員数
カ　設立年月日
キ　構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

ク　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
ケ　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日

注：　総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することもできる。）。

（４）事業目標及び事業内容等

ア　事業成果目標の概要

（本事業着手に至る経緯）

（事業成果目標）
※定量的な目標例：別表参照

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産原材料又は製造工程の先進性や独自性）やツアーの企画等の特徴等、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（開発した商品の効果（売上高等））を明記すること。

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 （平成　年）	事業実施年度 （平成　年）	第２年度 （平成　年）	第３年度 （平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※（イ）の目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第１四半期 （４～６月）	
第２四半期 （７～９月）	
第３四半期 （10～12月）	
第４四半期 （１～３月）	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記載すること。

イ　直売所の販売力向上に向けた運営体制強化・経営改善を図るための検討会・研修会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ウ　新商品の開発

（ア）開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概　　要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。
また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

（イ）開発する新商品に関する取組方針

（新商品名：　　）	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

エ　主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所　在　地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ﾄﾝ)	(百万円)

注：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記載すること。

オ　成分分析等の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備　考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

カ　消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

キ　観光事業者等と連携したツアー等の企画

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ク　イベント等の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ケ　集出荷システムの構築

実施時期	実施内容	実施場所	実施品目

（６）事業実施年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

２　市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

（１）６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組であるか。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（２）（１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※　本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。
※　本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

３　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（２）　事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（３）　事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域か。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）

☐ 該当する　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（５）　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（６）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

（７）　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する　☐ 該当しない

４　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

５　添付書類

ア　事業実施主体の概況
（ア）定款又はこれに準ずる規約
（イ）役員等名簿
（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等
イ　市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面
ウ　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画
エ　地産地消促進計画
オ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
カ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
キ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
ク　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
ケ　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
コ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、イ～ケの資料については、３の（１）～（７）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添４　施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※事業が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

（３）事業実施主体の概要

ア　名　称
イ　主たる事務所の所在地
ウ　代表者名
エ　構成員数
オ　従業員数
カ　設立年月日
キ　構築するネットワークの概要
注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

ク　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
ケ　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日
注：　総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することもできる。）。

（４）事業目標及び事業内容等

ア　事業成果目標の概要

（本事業着手に至る経緯）

（事業成果目標）
※定量的な目標例：別表参照

注：新たなメニューや加工品の具体的な特徴（開発する新たなメニューや加工品の新規性、活用する地場産農林水産物等）、地場産農林水産物等の利用の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（取組による効果（地場産利用率等））を明記すること。

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度（平成　年）	事業実施年度（平成　年）	第２年度（平成　年）	第３年度（平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第１四半期（４～６月）	
第２四半期（７～９月）	
第３四半期（10～12月）	
第４四半期（１～３月）	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記載すること。

イ　主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所　在　地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ﾄﾝ)	(百万円)

注：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記載すること。

ウ　開発する新たなメニュー・加工品の状況

（ア）開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新たなメニュー・加工品名	概　　要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載すること。
また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

（イ）開発する新たなメニュー・加工品に関する取組方針

（新商品名：　　）	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新たなメニュー・加工品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

エ　新商品開発の実施

（ア）新たなメニュー・加工品の開発に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

（イ）成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備　考

注：開発する新たなメニュー等の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

オ　調査・分析の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

カ　関係者等の相互理解を図るための取組

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

キ　学校給食における地場農林水産物等の導入実証

実施時期	実施内容	実施場所	対象者 （対象者数）

注：学校給食に取り組む場合に記載すること。

（６）事業実施年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

２　市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

（１）６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組であるか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）（１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※　本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。
※　本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

３　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組ですか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）　事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（３）　事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域か。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（５）　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（６）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（７）　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

４　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注３：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

５　添付書類

ア　事業実施主体の概況

（ア）定款又はこれに準ずる規約

（イ）役員等名簿

（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等

イ　市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

ウ　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

エ　地産地消促進計画

オ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料

カ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

キ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

ク　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

ケ　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

コ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、イ～ケの資料については、３の（１）～（７）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別添５　地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

１　事業の目的及び効果等

（１）事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
※事業が「６次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

（２）事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

（３）事業実施主体の概要

ア　名　称
イ　主たる事務所の所在地
ウ　代表者名
エ　構成員数
オ　従業員数
カ　設立年月日
キ　構築するネットワークの概要

注：事業実施主体が市町村、市町村協議会及び市町村協議会の構成員以外の場合は、記載すること。

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

ク　六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
ケ　農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日

注：　総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することもできる。）。

（４）事業の成果目標

ア　事業成果目標の概要

（本事業着手に至る経緯）

（事業成果目標）
※定量的な目標例：別表参照

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する地場産農林水産物等又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な数値目標（商品化による効果（売上高等））を明記すること。

イ　定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 （平成　年）	事業実施年度 （平成　年）	第２年度 （平成　年）	第３年度 （平成　年）

注：目標年度は事業実施年度から３年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ　事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ　目標年度までの事業活動

※イにおいて、第２年度又は第３年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

（５）事業内容

ア　事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第１四半期 （４～６月）	
第２四半期 （７～９月）	
第３四半期 （10～12月）	
第４四半期 （１～３月）	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記載すること。

イ　新商品の開発

（ア）開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概　　要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨、記載すること。
また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載すること。

（イ）開発する新商品に関する取組方針

（新商品名：　　）	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記載すること。

（ウ）主要原料取引計画及び売上計画

a　主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所　在　地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ﾄﾝ)	(百万円)

注１：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記載すること。
注２：農林漁業者自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る農林水産物等）について記載すること。

b　主要原料取引計画の概要

主要原材料名（　　）	初年度　a （平成　年）	第２年度 （平成　年）	第３年度　b （平成　年）	b/a
原料使用量	(ﾄﾝ)	(ﾄﾝ)	(ﾄﾝ)	%
うち契約取引数量				

注１：翌年度からの計画を、年度別（当年４月から翌年３月まで）に記載すること。
注２：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る農林水産物等）について記載すること。
注３：複数の主要原材料がある場合は、表を追加して記載すること。

c　開発した商品の売上計画の概要

製品名	販売先	初年度 （平成　年）a	第２年度 （平成　年）	第３年度 （平成　年）b	b/a
		千円	千円	千円	%
計					

注１：　翌年度からの計画を、年度別（当年４月から翌年３月まで）に記載すること。
注２：　販売しない場合には、本項目を省略することができるものとする。

ウ　配食サービスの実証

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	提供数

注１：対象者に対してアンケート調査等の効果測定を行う。
注２：実施しない場合には、本項目を省略することができるものとする。

エ　セミナーの開催等普及活動

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	備考

注１：対象者に対してアンケート調査等の効果測定を行う。
注２：実施しない場合には、本項目を省略することができるものとする。

（６）事業実施年度以降の取組方針

※事業実施年度以降の６次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

２　市町村戦略との関連性

該当する項目にチェックすること。

（１）６次産業化を推進するための市町村の戦略に基づいて行う取組であるか。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）（１）で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※　本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。
※　本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

３　行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックすること。

（１）　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（２）　事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組か。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（３）　事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域か。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。）

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（４）　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（５）　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（６）　農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

（７）　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組か。

☐ 該当する　　☐ 該当しない

４　事業費積算書

（１）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（２）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。		円	円	
合計				
交付金額				

注１：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注２：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記してすること。
①委託先が決定している場合は委託先名
②委託する事業の内容及びそれに要する経費

５　添付書類

ア　事業実施主体の概況

（ア）定款又はこれに準ずる規約

（イ）役員等名簿

（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等

イ　市町村戦略及び市町村戦略に基づく取組であることを当該市町村が証する書面

ウ　認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画

エ　地産地消促進計画

オ　「人・農地プラン」の内容を確認できる資料

カ　和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

キ　地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

ク　農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

ケ　特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

コ　その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付（事業実施主体が市町村の場合は不要。）すること。また、イ～ケの資料については、３の（１）～（７）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別表

加工・直売の推進支援事業における成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目　標（○年後）	指　標	単位
1　加工適性のある作物導入	加工適性のある作物の作付面積の拡大	作付面積	㎡
	加工適性のある作物を活用した新商品数	新商品の数	件
2　新商品開発･販路開拓の実施	新商品の開発数	新商品の数	件
	新商品の製品化	製品化の数	件
	新たな売り先の増加	販売先の数	件
	新商品の販売金額の増加	商品の年間販売金額	円
	農林漁業経営における所得の増加	所得	円
3　直売所の売上向上に向けた多様な取組	６次産業化商品を販売する直売所の販売額の増加	６次産業化商品の年間販売金額	円
	新商品の販売金額の増加	新商品の年間販売金額	円
	直売所の収支率の向上	直売所の収支率（%）	%
	新商品の開発数	新商品の数	件
	来客数の増加	年間来客数	人
4　施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大	地場産農林水産物等の利用の増加	地場産農林水産物等の利用率の向上(品目数ベース又は重量ベース)	%又はｔ
	新たなメニュー･加工品開発	メニュー･加工品開発数	件
	新商品の開発数	新商品の数	件
5　地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	新商品の開発数	新商品の数	件
	新商品の販売額の増加	新商品の年間販売金額	円
	地場産農林水産物等の利用量の増加	地場産農林水産物等の利用率の向上(品目数ベース又は重量ベース)	%又はｔ

別紙様式第３号（実施要綱第５の１関係）

平成　　年度食料産業・６次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成 30 年３月30日付け 29 食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（変更理由）
○○○○○○○○○○（注２）
（中止、廃止の理由）
○○○○○○○○○○（注３）

（注１）別添（事業実施計画）を添付すること。
（注２）事業の変更の場合には、その理由を記載し、提出されている事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。
（注３）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（別紙様式第3号別添）

地域での食育の推進事業実施計画（事業実施主体計画）

第１　事業実施主体の概要等

<table>
<tr><td colspan="3">事業実施主体名</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業実施主体の概要（団体概要）

※１　責任体制が把握できるように記載すること。
２　交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td colspan="2">氏名（ふりがな）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属（部署名等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">役職</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>FAX</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td>URL</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業対象地域</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業対象地域における食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画の策定率（※）

※　策定率は、本計画の提出時点とする。</td></tr>
</table>

第２　総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
地域での食育の推進事業	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合　計					

（注）１　区分欄は、別記２の第１の１から８に掲げる事業を記載すること。

２　備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる（２）の経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

３　備考欄は別葉とすることができる。

第３　事業の目的及び内容

１　事業の目的

※　事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載
※　事業で実施する内容が第３次食育推進基本計画及びこれを踏まえた事業実施地域の食育推進計画に定められた目標の達成にどのように寄与するかについて記載

２　実施体制

※　事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示
※　食育協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称、概要を記載

３　事業の内容　　※　事業区分ごとに具体的な内容を記載

事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考

４　事業の目標（達成すべき成果）、波及効果

※　第３次食育推進基本計画及びこれを踏まえた所在する都道府県の食育推進計画のうち以下に掲げる目標の達成につながる事業の目標を設定すること。
※　事業が「国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見」に、どのように効果があるかを記載。
※　事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載。
※　具体的な目標設定について

１　地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食機会の提供等に関する事業

事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承や日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、共食における食育活動等のために、（１）のいずれか又は複数について、該当する者の割合を増加させる数値目標を定め、着実にその実施を図る。

（１）根拠となるデータ等

ア　食文化の継承度

（ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えている者

（イ）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している若い世代（20～30 歳代）

イ　栄養バランスに配慮した食生活の実践度

（ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている者

（イ）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30 歳代）

ウ　食育の推進に関わるボランティアの数

エ　地域等で共食したいと思う人が共食する割合

オ　食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合

（２）目標設定に当たっての留意事項

事業実施主体が存する地域の事業開始時点における目標値に掲げる項目の実践度が把握できていない場合は、農林水産省において直近に実施した「食育に関する意識調査」等を基に目標値を設定する。

２　農林漁業体験に関する事業

食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から当該事業年の体験者数（延べ人数）の増加率について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。

（１）根拠となるデータ等

ア　増加率（%）＝（a－b）／b×100

a：本年度体験予定者数（延べ人数）

b：前年度体験者数（延べ人数）

イ　農林漁業体験をｎ数回行う場合

$$\text{増加率}(\%) = \frac{(a1+a2+\cdots an)-(b1+b2+\cdots bn)}{b1+b2+\cdots bn} \times 100$$

（２）目標設定に当たっての留意事項

前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して延べ人数を推定する。

前年度の体験者数が 0 人の場合は、増加率ではなく、本年度体験予定者数（延べ人数）を目標値とする。

３　全事業について

食品を購入する際に「国産や地域の食品を選ぶ」とする者の割合の増加

意識調査例）「農林漁業の体験活動に参加したことをきっかけにより強く意識するようになったこと」→「国産や地域の食品を選ぶ」

５　事業成果・効果の検証方法

※　４の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載

※　上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

６　その他事業の推進に必要な事項

別紙様式第４号（バイオマス利活用推進事業）

年　　月　　日

食料産業･６次産業化交付金
（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成 30 年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第４号

食料産業・６次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

（１）事業実施地域	
（２）事業実施主体名	

○　事業実施主体の概要

※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。

事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		ＦＡＸ	
	E-mail			

（３）事業の概要

ア　事業の目的

イ　事業の内容

（４）導入技術

記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵
・直接燃焼…専焼、混焼
・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、ＲＤＦ製造、炭化
・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造

（５）バイオマス原料調達（見込み）

ア　バイオマスの種類

記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ　原料の性状

ウ　バイオマス原料調達量（利用量）

年間バイオマス原料調達量　○,○○○□/年（□にはkg、ｔ、L、Nm^3等）

（・日利用量：○○○□/日
・年間利用日数：○○○日/年）

エ　原料調達先

※原料供調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。

オ　原料調達価格
※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）

カ　原料調達手段
※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

（６）成果物の販路・販売先（見込み）

ア　バイオマスの成果物の種類

イ　成果物量（年間生産量）
年間成果物量：○,○○○□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm^3、kwh 等）
・時間当たり設備能力：○○□/h
・日生産量：○○○□/日
・年間生産日数：○○○日/年

例）年間バイオガス生産量：○○Nm^3/年、年間発電量：○○kwh/年、
年間熱利用量：○○GJ/年
液肥：○○t/年、ＢＤＦ：○○L/年、エタノール：○○L/年

ウ　副産物量
年間○○生産量：○○○□/年（□には kg、t、L 等）
例）年間液肥生産量：○○ｔ/年、年間堆肥生産量：○○ｔ/年、グリセリン：○○ｔ/年

エ　販売先・利用先
※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。
※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。

オ　販売予定価格
※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。
※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。

カ　成果物の品質の確保
※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。

（７）事業費

ア　事業費積算内訳書（別紙様式４－１）
※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。
※見積もりによる場合は、３社以上の見積書を添付すること。
※各項目ごとに内訳がわかるように整理すること。

イ　費用負担の方法及び資金調達（別紙様式４－２）
※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。

（８）実施計画

ア　当該年度事業実施内容

イ　事業実施予定スケジュール（別紙様式４－３）

（９）関係法令の許認可の状況

（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）

ア　事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し

※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。

※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。

※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ　周辺環境への影響

※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。

参考）関係法令例

・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等

・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等

・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等

・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(10)実施体制

ア　実施体制図

※実施に必要な組織、委託先等を記載。

イ　発注業者の選定方法

ウ　過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※調査や設計等の実績、実施内容等を記載。

（11）関係者との調整状況

地方自治体計画等既存の計画との整合

※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。

（12）想定される効果（見込み）

ア　農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）

イ　地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）

※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。

ウ　資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）

エ　産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）

※　原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。
※　必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式４－１

事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。

（単位：千円）

費　目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請予定額	備　考
	金　額	説　明	金　額	説　明	積算内訳			
調査費		例）○○調査		例）○○調査	規格等を記載	1/2 以内		
（小計）								
基本設計費		例）○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例）○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
（小計）								
実施設計費		例）○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例）○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
（小計）								
協議・手続費用		例）○○協議 ○○許認可申請		例）○○協議 ○○許認可申請				
（小計）								
合計								
消費税								
総計								

（注１）金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

（注２）金額は契約単位で記入すること。

（注３）交付申請予定額は、千円以下を切捨てとする。

別紙様式４－２

費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

（単位：千円）

総事業費	助成対象経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合　計	備　考
		国費	地方公共団体		（銀行名）	（銀行名）	小計			

（注１）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式４－３

事業実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
（記載例）												
○○調査	―	―	―	―	―	―						
基本設計							―	―	―	―	―	
支払												●

添付資料（再掲）

（１）事業実施主体の概要が分かる資料
　ア　事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
　イ　事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
　ウ　事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・６次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第９号）
　　ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料
（２）利用しようとする技術の概要を示す資料
（３）金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
（４）産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書
（５）バイオマス原料調達（見込み）に関する資料
　ア　原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料
　イ　原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）
（６）成果物の販路・販売先（見込み）に関する資料
　ア　販売先又は利用先との契約書等の根拠資料
　イ　販売予定価格の根拠資料
（７）事業費積算内訳書（別紙様式第４－１）に関する資料
　ア　公的積算基準によらない場合、根拠となる資料
　イ　見積による場合は、３者以上の見積書
（８）費用負担の方法及び資金調達（別紙様式４－２）に関する資料
　　自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等

※　上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第5号（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）

年　　月　　日

食料産業・６次産業化交付金
（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）実施計画書

○○農政局長　　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

（別紙様式第５号）

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に係る事業実施計画書

１．事業実施主体及びコンソーシアムの構成員の概要

※事業実施主体及び事業実施主体が主導するコンソーシアムを構成している又は構成する予定の者（会社・団体等）について、営業経歴（沿革）などの概要を会社・団体等ごとに、記載すること。
※コンソーシアムを構成しているまたは構成する予定の者（会社・団体等）の概要が分かる以下の資料を添付すること
・民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
・民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
・その他概要が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）

過去３年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無　有・無
（該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。）

２．事業担当者名及び連絡先

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	FAX
メールアドレス	URL

３．事業の実施体制

※１：責任体制が把握できるように記載すること。
２：事業に関係する者の全体像が把握できるように記載し、コンソーシアムのメンバーとメンバーそれぞれの役割を記載すること。
３：補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
４：事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しについて記載すること。
５：本計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体の連系に係る契約の締結の見込みについて記載すること。

４．事業の内容

（１）現状の課題、事業の趣旨、目的

※１　現状の課題と事業実施内容の関係がわかるように記載すること。
　２　事業の目的が、営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及に資するものとなっていることがわかるように記載すること。

（２）事業のスケジュール

※コンソーシアムによる会議の開催時期も含め、事業全体の実施期間とスケジュールを明示した上で、申請した年度に行う取組がわかるように記載すること。（現段階において次年度の予算が確保されているものではないことに留意）

（３）事業目標

※実施要綱別記４の第４「目標年度及び成果目標」に基づき、記載すること。

（４）から（12）までは、事業実施予定箇所が複数の場合は事業実施予定箇所ごとに記載すること。

（４）発電設備及び発電予定量の概要

（ア）想定発電電力量

①月別想定発電量

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
想定発電量（kWh）												

合計　　kWh/年

②設備利用率　　○○.○%

（イ）発生電力の利用場所及び用途等

①利用施設の電力消費量

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月別想定消費量 (kWh)												

合計　　kWh/年

②利用施設の契約容量

③発生電力の用途

④売電の有無（既設の営農型太陽光発電設備を使用する場合はFIT適用の有無についても記載）

⑤売電する場合は売電先と単価　　円/kWh

⑥売電する場合は売電する電力量

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月別想定売電量 (kWh)												

合計　　kWh/年

（５）営農型太陽光発電設備の設置を計画しているまたは設置済の農地及び実証事業における対照区として使用予定の農地等の概要

①営農者　　氏名：
　　住所：

②発電設備の設置者　氏名：
　　住所：

③土地　　所在・地番：

※１　地図を添付し、実証区と対照区の場所をそれぞれ示すこと。
　２　営農型太陽光発電設備の設計図を添付すること。

④土地の面積

	面積（㎡）
営農型太陽光発電設備の下部の農地面積（実証区）	
対照区の農地面積	
合計	

※「営農型太陽光発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入すること。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいう。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいう。
　なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載すること。

⑤　民間の土地に営農型太陽光発電設備を設置する場合または、民間の既設の営農型太陽光発電設備を利用して実証試験をする場合はその理由及び妥当性

（６）作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積（㎡）	
		実証区	対照区
１年目			
２年目			

※実証区の「作付面積」は、営農型太陽光発電設備の下部の農地面積を記載すること。

（７）営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
１年目													
２年目													

※１　作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載すること。
　２　営農型太陽光発電設備を交付金により導入する場合は、その工事期間と発電開始時期を記入すること

（８）作付予定作物の選定理由

作付予定作物	理由

※１　（１）地域で推奨・奨励している又は今後推奨・奨励する候補の作物である、（２）農業改良普及員等による栽培指導を行う又は今後行う候補の作物である旨を理由とともに記載すること。
　２　作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）についても記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないと見込まれる理由を具体的に記載すること。
　３　施設園芸の場合はその旨を記載すること。

（９）単収等の見込み

	作付面積(㎡)		単収（kg/10a)		品質			
作付予定作物	実証区	対照区	実証区	対照区	実証区	対照区	遮光率	対照区の単収の根拠

※１　「単収」欄について、「実証区」欄は見込みを記入すること。「対照区」欄は、原則として市町村の統計等を用いて記入すること。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載すること。

２　「品質」欄は、等級、糖度等を記載すること。「実証区」欄は、見込みを記入すること。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、違いが見込まれるか否かを記載すること。
３　「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載すること。
４　「対照区の単収の根拠」欄は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載すること。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載すること。

(10) 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データとして整備予定のデータ

※営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データとして整備予定のデータを記載すること。必要に応じて項目を追加すること。

(11) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・ﾘｰｽの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法（cm） （全長、全幅、全高）	備考

※　機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。

(12) 効率的な農作業の実施

ア　支柱

高さ（m）		間隔（m）
最低地上高：	最高地上高：	

イ　農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

※　営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、(11)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載すること。

ウ　農地の勾配について

％

(13)都道府県の再生可能エネルギーに関する戦略・基本計画

※　再生可能エネルギーに関する戦略・基本計画を定めている場合、その名称と概要を記載すること。 また、当該戦略・基本計画の写しを添付すること。

(14) 事業成果の普及方法及び普及効果

※　報告書を活用した、取組の具体的な普及方法（ホームページの活用、説明会の開催など）、普及対象（地方公共団体、農業者、民間事業者など）について記載すること。当該地域内のみならず、栽培作物や気候等の類似した他地域への取組の普及方法についても記載するよう努めること。

(15) 事業経費の配分及び積算内訳

（単位：千円）

区　　分	事業費				備　　考
		交付金額	自己負担	その他	
（１年目） 1　コンソーシアムによる会議開催 2　実証試験の実施 3　報告書の作成・活用と取組普及					
小計					
（２年目） 1　コンソーシアムによる会議開催 2　実証試験の実施 3　報告書の作成・活用と取組普及					
小計					
合計					

※1　備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
2　仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
3　他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。また、委託契約書の案を添付すること。
4　事業費の積算に謝金、専門員手当又は賃金を計上する場合は、その根拠資料を添付すること。
5　交付対象経費を計上するに当たり、必要に応じて、別途その妥当性を説明できる資料を作成すること。

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

別紙様式第６号（加工・直売施設整備事業）

年　　月　　日

食料産業･6次産業化交付金(加工･直売施設整備事業)実施計画書

都道府県知事　　殿

事業実施主体名
代表者氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

1　事業実施主体等の概要及び添付書類

(1)　事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況			
法律名	事業計画名	認定状況	認定(申請)年月日
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	総合化事業計画	認定済　　申請中	年　　月　　日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農商工等連携事業計画	認定済　　申請中	年　　月　　日

(ふりがな)	(　　)	代表者	役職名	
事業実施主体の名称			氏名	
主たる事務所の所在地	(〒　　－　　)	担当者 事業	役職名	
			氏名	
		連絡先	電話番号	－　　－
			FAX番号	－　　－
事業実施場所(住所)			E-mail	
			HPアドレス	
			常時使用する従業員数	名

種類	注1	設立年月日	平成　　年　　月　　日	注3　みなし大企業の確認	注4 重複申請の有無	有　・　無
業種	注2			みなし大企業　である　・　でない		
事業実施主体の概要						

構成員(出資者　等) 注5、6

氏名	住所・所在地(都道府県市町村名)	業種	注7 事業実施主体における役職名	出資金		出資等比率		注8 備考
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	
					千円		%	

部門別責任者　等　**注9**

担当部門	責任者及び担当者の別	氏　名	担当部門における専門性に関する経歴、受講済み研修等

注10 雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体のみ記載	申請時（平成　年度）	1年度目（平成　年度）	2年度目（平成　年度）	3年度目（平成　年度）	4年度目（平成　年度）	5年度目（平成　年度）
	人	人	人	人	人	人

直近3年の経営状況	第　期 平成　年　月　日～平成　年　月　日	第　期 平成　年　月　日～平成　年　月　日	第　期 平成　年　月　日～平成　年　月　日	備考
経常利益	千円	千円	千円	
純資産額（資産と負債の差額）	千円	千円	千円	
うち利益剰余金	千円	千円	千円	

※損益計算書により確認
経常利益＝営業利益＋営業外収益
－営業外費用

※貸借対照表により確認

注1　「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあっては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあっては「任意団体」と記入する。
2　「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入する。（農業、林業、漁業、製造業等）
3　みなし大企業でない場合は「みなし大企業の確認」の欄で「でない」に○をし、みなし大企業の場合は「である」に○をする。
4　本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入する。
5　「構成員（出資者等）」の欄は事業実施主体が農林漁業者が組織する団体である場合のみ記入する。
6　「構成員（出資者等）」の欄には、その全てを記入する。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入する（事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。）。また、「株式会社」等にあっては、「出資者」等を記入する。
7　「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入する。
8　「備考」の欄には、農業生産法人である場合に農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれに該当するかを記入する。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入する。
9　「部門別責任者等」の欄には、生産・加工・販売各部門の責任者等名と、その経歴を記載する。なお、部門ごとに責任者等が複数いる場合は、その別を記載する。
10　「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とする。
11　今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入することする。

（2） 連携する事業者の概要 ・・・ 実施要綱別記5－1 第5の1の（1）のイ

連携事業者		活動拠点：住所・所在地 （都道府県市町村名）	業種	代表者名 （役職）	連携の内容・役割	連携規約等の確認
①						□規約 □覚書
②						□規約 □覚書
③						□規約 □覚書
④						□規約 □覚書
⑤						□規約 □覚書
⑥						□規約 □覚書

注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種（大分類）を記載する。（農業、林業、漁業、製造業等）
2 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者について記載を必須とする。
3 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。
4 連携規約等の確認の欄には、押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。
5 連携内容を定めた文書等を添付する。

２　事業の概要

<table>
<tr><td>事業の内容
及び実施方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の成果目標</td><td colspan="2">農林漁業者の組織する団体による取組</td><td colspan="2">農林漁業者等と中小企業者による取組</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高</td><td colspan="2">中小企業者にあっては総売上高
農林漁業者にあっては認定農商工等連携事業に係る
農林水産物の売上高</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="4">※「6　商品等の販路や需要等の計画」に記載の目標年度における合計の売上金額と整合性をとることとする。</td></tr>
<tr><td>事業の
スケジュール</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注1　「事業の内容及び実施方法」に「**新商品」の①名称、②概要**　を必ず盛り込むこと。

2　事業のスケジュール欄には、関係法令等の許認可（予定含む）に関する事項（許認可等内容、認可等先、認可（予定）時期）を盛り込むものとする。

３　機械・施設の設置計画　・・・　別記５－１　第５の１の（１）のウ及びエ

	No.	施設等区分				設置台数	総事業費（円）	交付対象事業費（円）	負担区分（円）						貸付けの詳細			竣工予定年月日
		機械名	用途	処理能力	規格・形式				自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付時期	償還年数	
										うち貸付金	都道府県	市町村	その他					
機械																		
	合計						0	0	0	0	0	0	0	0				

	No.	施設等区分			総事業費（円）	交付対象事業費（円）	負担区分（円）						貸付けの詳細			竣工予定年月日
		施設名	種類名	構造・規格			自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付時期	償還年数	
								うち貸付金	都道府県	市町村	その他					
施設																
	合計				0	0	0	0	0	0	0	0				
機械・施設の合計					0	0	0	0	0	0	0	0				

注1「用途」の欄には、「○○のカット」、「○○の冷蔵」、「○○の梱包」等当該機械が備えている機能を記入することとする。
2「施設名」には、「○○食品加工施設」、「○○育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入することとする。
3「機械・施設の合計」には機械・施設の「総事業費」、「交付対象事業費」、「負担区分」の合計を記入することとする。
4 複数の機械・施設を導入する場合は、欄を追加し記入することとする。
5 施設等区分の欄は、要綱5－1の第2に定める交付対象施設名を記入すること。

４　機械・施設の規模決定根拠及び利用計画　・・・　別記５－１　第５の１の（１）のエ及びオ

①

機械・施設名	使用する農林水産物等名	製品名	使用工程

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
処理量[t]							0.0	
利用日数							0.0	
							0.0	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
処理量[t]							0.0	0.0
利用日数							0.0	0.0
							0.0	0.0

規模決定根拠	

②

機械・施設名	使用する農林水産物等名	製品名	使用工程

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
処理量[t]							0.0	
利用日数							0.0	
							0.0	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
処理量[t]							0.0	0.0
利用日数							0.0	0.0
							0.0	0.0

規模決定根拠	

注1　この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。
　2　特に、建物等の規模決定根拠はそれぞれのスペースごとにその用途や必要性、規模決定根拠を記載するとともに、各スペースの面積がわかる平面図等を添付すること。

５　組織の収支計画　・・・　別記５－１　第５の１の（１）のカ

経営全体の収支計画

	1年度目（　年　月期）	2年度目（　年　月期）	3年度目（　年　月期）	4年度目（　年　月期）	5年度目（　年　月期）
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業又は農商工等連携事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益（①－②）	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益（③－④）	千円	千円	千円	千円	千円
⑥営業外収益	千円	千円	千円	千円	千円
⑦営業外費用	千円	千円	千円	千円	千円
⑧経常利益（⑤＋⑥－⑦）	千円	千円	千円	千円	千円
⑨人件費	千円	千円	千円	千円	千円
⑩減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
⑪付加価値額（⑤＋⑨＋⑩）	千円	千円	千円	千円	千円

注1　様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載して差し支えない。

2　この様式に準ずる既存収支（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

3　総合化事業計画又は農商工等連携事業計画との整合性をとることとする。

4　事業実施主体が「農林漁業者の組織する団体」の場合、次の様式を使用して差し支えない。

※農林漁業者の組織する団体においては、次の様式を使用して差し支えない

経営全体の収支計画

	1年度目（　年　月期）	2年度目（　年　月期）	3年度目（　年　月期）	4年度目（ 年 月期）	5年度目（ 年 月期）
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業又は農商工等連携事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②経営費	千円	千円	千円	千円	千円
原材料費	千円	千円	千円	千円	千円
施設・機械費	千円	千円	千円	千円	千円
うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費	千円	千円	千円	千円	千円
雇用労賃	千円	千円	千円	千円	千円
支払利息	千円	千円	千円	千円	千円
支払地代・賃借料	千円	千円	千円	千円	千円
その他（　　）	千円	千円	千円	千円	千円
所得（①－②）	千円	千円	千円	千円	千円

６　商品等の販路や需要等の計画　・・・　別記５－１　第５の１の（１）のキ

（単位:t、千円）

農林水産物等の品目	農林水産物等名・新商品名			1年目（　年　月期）	2年目（　年　月期）	3年目（　年　月期）	4年目（　年　月期）	5年目（　年　月期）	販売単価③/②	販売開始時期	備考（販売先名等を記載）
			販売数量②								
			売上金額③								
	本事業により整備した施設・機械等に係るもの		原材料数量①								
			製品数量②								
			売上金額③								
			原材料数量①								
			製品数量②								
			売上金額③								
			原材料数量①								
			製品数量②								
			売上金額③								
		計	原材料数量①								
			製品数量								
			売上金額③								
合計			原材料数量①								
			製品数量								
			売上金額③								

注1　総合化事業計画又は農商工等連携事業計画との整合性をはかることとする。

2　直売所や農家レストラン等の不特定の販売先を想定している場合は需要に係る根拠資料を添付すること。

3　備考欄の販売先名等には、1(2)に掲げた連携事業者を含むこと。

７　本事業で扱う農林水産物の生産割合　・・・別記５－１　第５の１の（２）

注　別記5－1の第1の1　農林漁業者の組織する団体による取組を選択した方のみ記載する。

総合化事業で用いる農林水産物の品目		1年度目 (　　年　　月期)	2年度目 (　　年　　月期)	3年度目 (　　年　　月期)	4年度目 (　　年　　月期)	5年度目 (　　年　　月期)
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	事業参画者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②＋③)	t	t	t	t	t
	割合＝④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	事業参画者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②＋③)	t	t	t	t	t
	割合＝④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	事業参画者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②＋③)	t	t	t	t	t
	割合＝④÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	事業参画者生産量③	t	t	t	t	t
	合計④(②＋③)	t	t	t	t	t
	割合＝④÷①	%	%	%	%	%

注　1　複数の新商品の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加える。

2　複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加える。

3　「割合」における目標年度の欄は50％以上であることが必要。

4　数量(t)を用いて算出することとするが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても差し支えない。

８　本事業で連携して調達・供給する農林水産物の割合　・・・別記５－１　第５の１の（３）

注　別記5－1の第1の2　農林漁業者団体と中小企業者による取組を選択した方のみ記載することとする。

（1）　新商品等製造計画　　（単位:t、千円）

新商品名						
区分	事業実施前 （　年　月期）	1年度目 （　年　月期）	2年度目 （　年　月期）	3年度目 （　年　月期）	4年度目 （　年　月期）	5年度目 （　年　月期）
製造量						
出荷額						

注　「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入することとする。

（2）　連携して行う農林水産物の調達・供給計画　「仕入量又は仕入金額」

連携して調達・供給する農林水産物の品目	連携事業者のうち調達又は供給を行う農林漁業者等の名称	農林水産物の取扱計画					
		事業実施前 （　年　月期）	1年度目 （　年　月期）	2年度目 （　年　月期）	3年度目 （　年　月期）	4年度目 （　年　月期）	5年度目 （　年　月期）
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③＝①＋②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③＝①＋②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%

注　1　複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えてることとする。
　　2　同一農林水産物について調達又は供給を行う農林漁業者等が複数いる場合は、農林漁業者等ごとに記入することとする。
　　3　「連携事業者のうち調達又は供給を行う農林漁業者等の名称」欄の「連携事業外」は、1(2)に掲げた連携事業者以外からの調達数量の合計を記入する。
　　4　「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入することとする。
　　5　「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であることが必要。

９　専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載することとする。

用　　語	説　　明

10　中山間農業ルネッサンス事業と連携する事業について　・・・別記５－１　第３の３の（１）のア

中山間地域で実施する事業の地域経済への波及効果に関する目標

目標の具体的な内容	現状値 （　　年　　月期）	目標値 （　　年　　月期）

11　市町村戦略に基づく取組について　・・・別記５－１　第３の３の（１）のイ

市町村戦略との関連性

（市町村戦略に記載されている6次産業化等の取組方針及び成果目標と本整備事業の関連性を具体的に記載する）

	市町村戦略に記載されている6次産業化等の成果目標 （ここでは、本整備事業に関連する市町村戦略の成果目標について記載すること）	
	目標に対する現状値	事業実施主体の目標年度における目標値
市町村戦略		
本事業		（当該欄には「2　事業の概要」の「事業の成果目標」に記載の目標値を記載）

12　行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れること。

（１）事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」又は「食育推進計画」に則した取組であるか。又は、「SAVOR JAPAN（農泊　食文化海外発信地域）」の申請と連携する取組か

☐該当する　　☐該当しない

（２）事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか

☐該当する　　☐該当しない

（３）本事業計画の商品製造過程において食品製造安全管理規定（ＨＡＣＣＰ等）を取り入れている

☐該当する　　☐該当しない

（４）総合化事業計画又は農商工等連携促進事業計画において、輸出に向けた具体的な取組（輸出する新商品名、売上高目標及び輸出先国（地域）等）を位置付けているか。

☐該当する　　☐該当しない

（５）市町村戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認める事業

☐該当する　　☐該当しない

（６）都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組

☐該当する　　☐該当しない

（７）特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組

☐該当する　　☐該当しない

（添付書類）

（1）応募団体が農林漁業者の組織する団体の場合
① 農業経営を行う法人の場合
ア 定款
イ 登記事項証明書
ウ 直近3か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合
ア 法人設立が確実であることの分かる書類
イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3か年分の決算報告書
個人経営から新たに設立する場合には、直近3か年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等
③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合
ア 組織の代表者、出資金及び規約等の分かる書類
イ 経理の一元化を行っていることの分かる書類
ウ 構成員に所得税が課税されている場合には、直近3か年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等。団体に課税されている場合には、直近3か年分の決算報告書
④ 共通
ア 見積書
イ 機械・施設等の位置図
ウ 機械・施設等の配置図及び平面図
エ 機械・施設整備の工程（工事日程）等
オ 商品の製造工程（フローチャート）
カ 六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画又は同法第6条の規定に基づく変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条の規定に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
キ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが分かる書類（貸付機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
ク 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料
ケ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料
サ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
シ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため別紙様式第16号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

（2）応募団体が中小企業者である場合
① 定款
② 登記事項証明書
③ 直近3か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
④ 組織の代表者、規約等の分かる書類
⑤ 見積書

⑥ 機械・施設等の位置図
⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表
⑨ 商品の製造工程（フローチャート）
⑩ 農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
⑪ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが分かる書類（貸付機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
⑫ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
⑬ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業が実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料（農商工等連携事業計画での連携以外にも、多様な事業者と連携する取組の場合のみ添付。）
⑮ 新商品の販路、加工・製造方法、原料となる農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
⑯ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、別紙様式第16号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

(3)「地産地消促進計画」、「食育推進計画」に則した取組が確認できる資料又は「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」に申請していることが確認できる資料
(4)「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
(5)商品の製造工程にHACCP等を取り入れることが確認できる資料
(6)市町村戦略に基づいて行われる取組であることを、当該市町村が認める旨を記載した資料（別添）及び市町村戦略
(7)中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料
(8)特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
(9)その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)又は(2)については必ず添付すること。また、(3)～(8)の資料については、12の(1)～(7)の項目（(4)を除く）において「該当する」をチェックをした場合に添付すること。

別添

※事業実施主体名を記載　　殿

平成●●年●●月●●日

市町村長名　　印

●●市の市町村戦略との関連性に係る確認について

●●市は、貴殿が食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）に基づき「食料産業・６次産業化交付金（加工・直売施設整備事業）実施計画書（別紙様式第６号）」の「11　市町村戦略に基づく取組について」に記載する内容につき、相違ないと認める。

別紙様式第７号（バイオマス利活用施設整備事業）

年　　月　　日

食料産業･６次産業化交付金
（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書

都道府県知事　殿

事業実施主体名
代表者氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成 30 年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第７号

食料産業・６次産業化交付金（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書

（１）事業実施地域	
（２）事業実施主体名	

○　事業実施主体の概要

※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。

事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		ＦＡＸ	
	E-mail			

（３）事業の概要

ア　事業の目的

イ　補助対象施設の概要

（４）導入技術及び施設計画

ア　導入技術の方式

記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵
・直接燃焼…専焼、混焼
・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、炭化
・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造

イ　基本計画フロー図（別紙様式第７－１号　参考図参照）

※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載。

※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付。

ウ　全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示。

エ　工事概要

・土木建築工事
・機械装置等製作据付工事

オ　工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）

カ　機器リスト
※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。

キ　施設用地の確保状況
※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。
※自己所有でないときは利用許可書等を添付。
※設置予定場所及びその周辺写真を添付。
※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載。

（５）バイオマス原料調達

ア　バイオマスの種類
記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ　原料の性状

ウ　バイオマス原料調達量（利用量）
年間バイオマス原料調達量　○,○○○□/年（□には kg、 t 、L、Nm^3 等）
・日利用量：○○○□/日
・年間利用日数：○○○日/年

エ　原料調達先
※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。
※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

オ　原料調達価格
※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）

カ　原料調達手段
※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

（６）成果物の販路・販売先

ア　バイオマスの成果物の種類

イ　成果物量（年間生産量）
年間成果物量：○,○○○□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm^3、kwh 等）
・時間当たり設備能力：○○□/h
・日生産量：○○○□/日
・年間生産日数：○○○日/年

例）年間バイオガス生産量：○○Nm^3/年、年間発電量：○○kwh/年、
年間熱利用量：○○GJ/年
液肥：○○t/年、ＢＤＦ：○○L/年、エタノール：○○L/年

ウ　副産物量
年間○○生産量：○○○□/年（□には kg、t、L 等）
例）年間液肥生産量：○○ｔ/年、年間堆肥生産量：○○ｔ/年、グリセリン：○○ｔ/年

エ　販売先・利用先
※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。

※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。
※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

オ　販売予定価格
※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。
※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。

カ　成果物の品質の確保
※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。

（７）成果目標（別記６－１第３）

成果物の利用量
※成果拡大施設については、増設、改造により拡大する量とすること。
※産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定すること。
※目標年度は施設整備完了から３年経過した年度とすること。
例：年間熱利用量：○○ＧＪ/年
年間売電量：○○○kwh/年
年間固体燃料利用量：○○t/年

（８）事業費

ア　事業費積算内訳書（別紙様式第７－２号）
※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。
※見積もりによる場合は、３社以上の見積書を添付すること。
※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。
※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳がわかるように整理すること。

イ　費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第７－３号）
※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

（９）事業収支

ア　事業収支計画（別紙様式第７－４号）
※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載。
イ　費用対効果（別紙様式第 21 号）
※投資効率を記載。

（10）実施計画

ア　当該年度事業実施内容
※事業着手からバイオマスの原料調達及び再生可能エネルギー等の成果物の利用開始まで事業内容を記載。

イ　年度別の事業実施内容
※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。

ウ　事業実施予定スケジュール（別紙様式第７－５号）

（11）関係法令の許認可の状況

（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）

ア　事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し

※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。

※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。

※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ　周辺環境への影響

※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。

※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。

※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

参考）関係法令例

・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等

・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等

・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等

・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

（12）実施体制

ア　実施体制図

※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。

イ　導入技術に必要な技術者

・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載

※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。

ウ　発注業者の選定方法

エ　運営管理費

※年間ランニングコスト

オ　過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載。

（13）関係者との調整状況
ア　地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。 イ　地域住民との調整 ※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。（手続進捗状況（完了したものを含む）） ※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。
（14）想定される効果
ア　農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ　地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ　資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ　産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）
（15）事業計画図
ア　位置図
イ　計画平面図 ※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分がわかるように記載すること。

※　原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※　必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料〇）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式7－1号

（参考図）

基本計画フロー図

1．メタン発酵施設

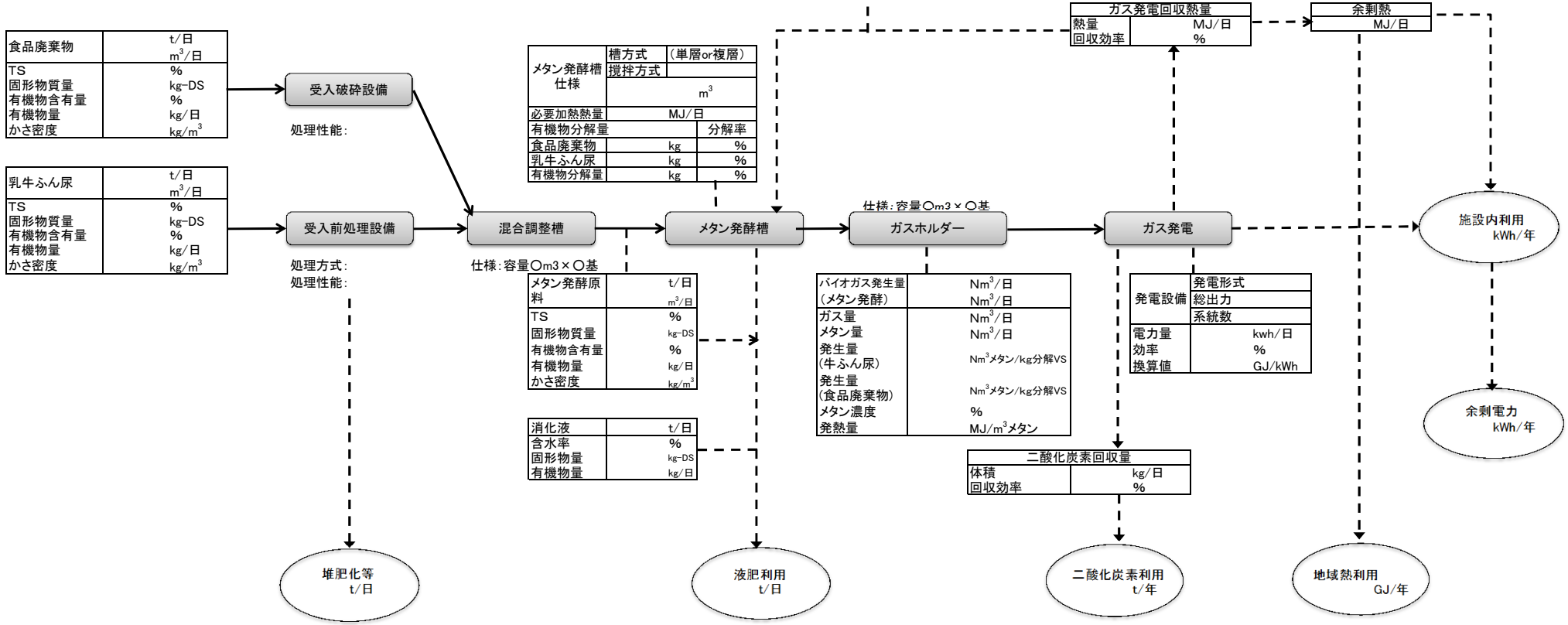

2. 木質ガス化発電施設（木質）

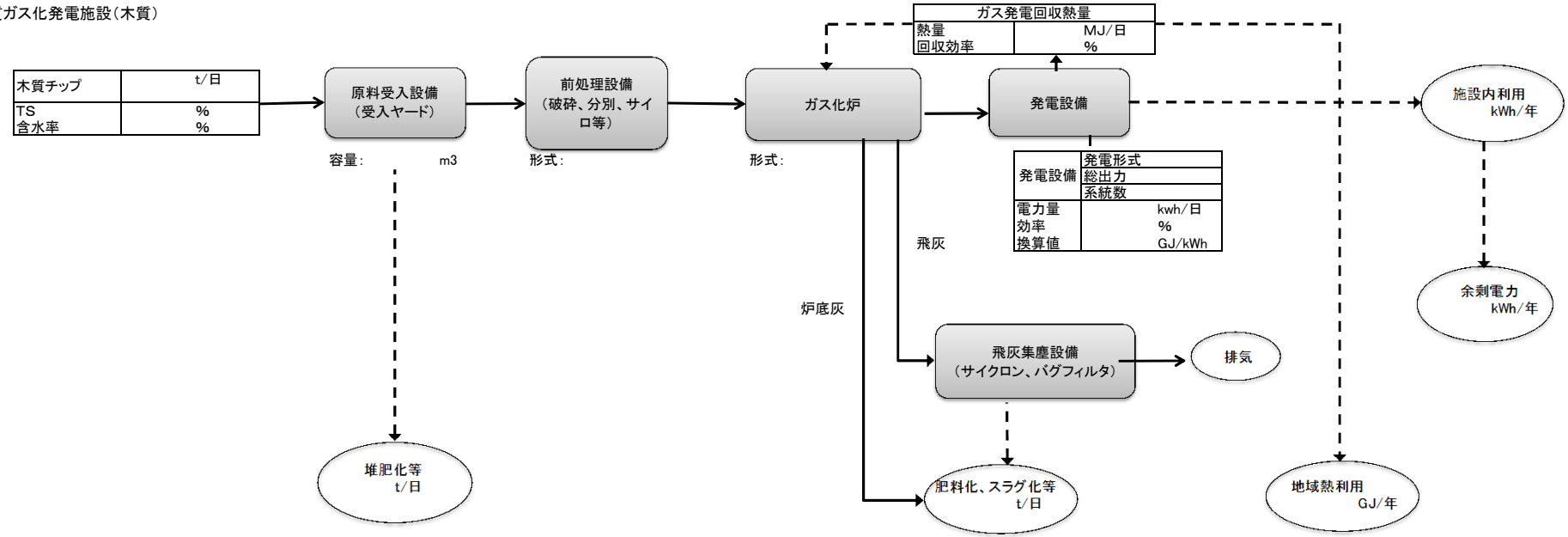

3. 固体燃料化施設（ペレット）

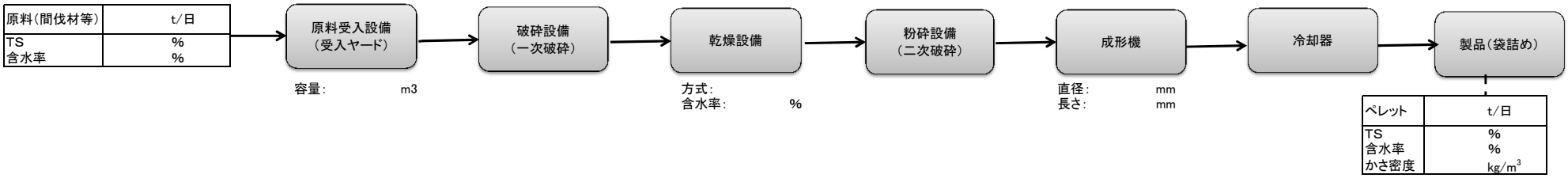

別紙様式７－２号　事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

（単位：千円）

費　目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請予定額	備　考
	金　額	説　明	金　額	説　明	積算内訳			
工事費		例）○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例）○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
（小計）								
機械器具の購入費								
（小計）								
測量及び設計費　工事に必要な実施設計費								
測量及び設計費　測量試験費								
（小計）								
合計								
消費税								
総計								

（注１）金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

（注２）金額は契約単位で記入すること。

（注３）交付申請予定額は、千円以下を切捨てとする。

別紙様式７－３号　費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

（単位：千円）

	総事業費	助成対象経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合　計	備　考
			国費	地方公共団体		（銀行名）	（銀行名）	小計			
平成○○年度											
平成○○年度											
平成○○年度											
合計											

（注１）自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式7－4号

事業収支計画表

基本諸元		
	導入技術	○○施設
	建設費	18百万円
	耐用年数	20年

（主たる施設の標準耐用年数）

単位：百万円

	事業年度	初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
Ⅰ	a建設費	−18																				
Ⅱ	a.収入		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	①売電収入		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③製品販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	④受入処理費による収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤副産物販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b.支出		3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	(1)原料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①原料購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)製造経費		3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	①人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	②ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	③メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	④廃棄物等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	⑤減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(3)製品出荷費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6)一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	c.税引前利益		0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	d.法人税等		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	e.税引後利益		0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	f.減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	g.毎年のキャッシュフロー	−18	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	IRR（内部収益率）													0.3%	1.4%	2.4%	3.2%	3.9%	4.5%	5.0%	5.4%	5.8%
Ⅲ	a.キャッシュの累計額		1.4	2.9	4.4	5.8	7.3	8.8	10.3	11.9	13.5	15.1	16.7	18.3	19.9	21.5	23.1	24.7	26.4	28.0	29.6	31.2
	b.回収率		8%	16%	24%	32%	41%	49%	57%	66%	75%	84%	93%	102%	111%	120%	129%	137%	146%	155%	164%	173%

※ □の欄を記載すること
※ 必要に応じて欄を追加すること。

別紙様式７－５号

事業実施予定スケジュール

〈平成〇年度〉

項目	平成〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
（記載例）												
実施設計	―	―	―									
土木建築工事				―	―	―	―	―				
機械製作設置工事				―	―	―	―					
支払											●	
試験稼働									―	―		
実績報告書提出											●	
本格稼働											―	―

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること

〈全体〉

項目	平成〇年度	平成□年度	平成◇年度

注）実施要綱第５の１の事業実施計画の作成の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、３年を限度とする。
　複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる。

（添付書類）

（２）事業実施主体名

〇事業実施主体の概要関係

・事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前３か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

※別記６－１の第５（１）、

・産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認をえていることが確認できる証明書

※別記６－１の第５（３）

・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

（４）導入技術及び施設計画

〇ア　導入技術の方式関係

・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

※別記６－１の第５（２）

〇イ　基本計画フロー図関係

・記載した数値の設計根拠となる資料

〇キ　施設用地の確保状況関係

・自己所有でないときは利用許可書等

・設置予定場所及びその周辺写真

・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

（５）バイオマス原料調達

〇エ　原料調達先関係

・原料調達先との契約書等

〇オ　原料調達価格関係

・原料調達価格の根拠資料

（６）成果物の販路・販売先

〇エ　販売先・利用先関係

・販売先又は利用先との契約書等

〇オ　販売予定価格

・販売予定価格の根拠資料

（８）事業費

〇ア　事業費積算内訳書関係

・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書

〇イ　費用負担の方法及び資金調達関係

・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書等

（９）事業収支

〇ア　事業収支計画関係

・算出根拠となる資料

(11) 関係法令の許認可の状況

〇ア　事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ　周辺環境への影響関係

・必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料

（12）実施体制

○イ　導入技術に必要な技術者

・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第８号（第５の２関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　　印

平成　年度食料産業・６次産業化交付金の都道府県計画の協議について

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の２に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）1　関係書類として、本要綱第５の１の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画の写しを添付することとする。
2　特認団体の協議がある場合は、別紙様式第10号の特認団体認定協議書を添付することとする。

別紙様式第８号（第５の３関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　　印

平成　年度食料産業・６次産業化交付金の都道府県計画の変更の協議について

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の３に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）1　関係書類として、本要綱第５の１の規定により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画に変更があった場合は、変更の内容が分かる資料を添付することとする。
2　特認団体の協議がある場合は、別紙様式第10号の特認団体認定協議書を添付することとする。
3　事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとする。

別紙様式第8号（別表）

都道府県事業実施計画

１．事業総括表　　（都道府県名：　　）

市町村名	事業実施主体名	事業名	事業内容	成果目標	交付対象事業費（円）	負担区分（円）				完了年月日	継続事業を実施する場合		備考
						交付金	都道府県費 市町村費	自己資金			全体事業費		
									うち借入金			交付金	
		加工・直売の推進事業	６次産業化等に関する戦略の策定	市町村内の総合化事業計画の認定者数１０件									
		加工・直売の推進事業	新商品開発・販路開拓の実施	新商品の年間販売金額100万円									
		地域での食育の推進事業											
		バイオマス利活用推進支援事業											
		営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業			20,000,000	20,000,000					25,000,000	25,000,000	

（注）１　「市区町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
２　「事業名」の欄については、本要綱の第３に掲げる事業名を記載すること。
３　「事業内容」の欄については、本要綱別記１－１から別記４の第１に定める事業内容、別記５－１及び別記６－１の第２に定める交付対象施設名等を記入するほか、整備事業においては、整備する施設の名称、規模及び処理量を記入すること。
３　「成果目標」の欄については、事業実施計画書に掲げる成果目標値を記載すること。ただし、本要綱の第３の（４）の事業（バイオマス利活用推進事業）を除く。
４　「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
５　「継続事業を実施する場合」の欄には、本要綱の第３の（５）の事業（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）を２年度目まで行う場合に限り、全体の事業費及び交付額について記載すること。

別紙様式第８号　（第５関係）

推進事業（加工・直売の支援体制整備事業、加工・直売の推進支援事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用推進事業及び営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象事業費（千円）	交付金（千円）	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点									ポイント総計	備考
						有効性			費用対効果又は効率性	実現性		普及性	「独創性、先進性」又は「波及性」	関連性		
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
1															0	
2															0	
3															0	
4															0	
5															0	
6															0	
7															0	
8															0	
9															0	
10															0	
11															0	
12															0	
13															0	
14															0	
15															0	
16															0	
17															0	
18															0	
19															0	
20															0	
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（注１）「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「食料産業・６次産業化交付金の配分基準について」に規定する評価項目ごとにポイントを記載すること。

（注２）「対象となる優先枠」の欄については、配分基準第１の２の（１）のアのいずれかに該当する取組の場合は、「特定有人国境離島地域枠」又は「豪雪地帯枠」と記載すること。

（注３）「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

（注４）「バイオマス利活用推進事業」及び「営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業」の実現性欄については、⑤と⑥の欄を統合し、⑤にポイントを記載すること。

別紙様式第８号　（第５関係）

整備事業（加工・直売施設整備事業及びバイオマス利活用施設整備事業）

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	交付対象事業費（千円）	交付金（千円）	成果目標	事業実施計画に対する評価の基準による配点						ポイント総計	備考
						安定性	確実性				持続性・継続性		
						①	②	③	④	⑤	⑥		
1												0	
2												0	
3												0	
4												0	
5												0	
6												0	
7												0	
8												0	
9												0	
10												0	
11												0	
12												0	
13												0	
14												0	
15												0	
16												0	
17												0	
18												0	
19												0	
20												0	
合計						0	0	0	0	0	0	0	

（注１）「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「配分基準」に規定する評価項目ごとにポイントを記入すること。

（注２）「対象となる優先枠」の欄については、配分基準第１の２（１）のア（ア）に該当する取組の場合「中山間地農業枠」、配分基準第１の２（１）のア（イ）に該当する取組の場合「特定有人国境離島地域枠」と記入すること。

（注３）「成果目標」の欄については、事業実施計画書に記載した成果目標及び目標値を記載すること。

別紙様式第８号　（第５関係）

３．事業費の内訳（施設整備事業）

（　　○○県　　平成○○年度　）

（目）６次産業化市場規模拡大整備交付金　　（単位：千円）

事業名	件数	交付対象事業費	交付金	都道府県附帯事務費	交付金	総計	交付金
加工・直売施設整備事業							
バイオマス利活用施設整備事業							
計							

別紙様式第８号（第５関係）

４．都道府県附帯事務費の内訳表

（１）（目）６次産業化市場規模拡大整備交付金　　（都道府県名：　　）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式第９号（第５の２関係）

食料産業・６次産業化交付金における特認団体認定申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）　必要に応じて都道府県知事が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第10号（第５の２関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　　印

平成　年度食料産業・６次産業化交付金における特認団体に係る認定協議について

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第５の２に基づき、関係書類を添えて協議します。

（注）　関係書類として、別紙様式第９号「特認団体認定申請書」及び添付書類の写しを添付します。

別紙様式第11号（第７及び８関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名　　印

食料産業・６次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告（平成　年度）

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）の第７及び第８により、別添のとおり報告します。

様式	事業名	チェック欄
別表１	加工・直売の支援体制整備事業及び加工・直売の推進支援事業	
別表２	地域での食育の推進事業	
別表３	バイオマス利活用推進事業	
別表４	営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業	
別表５－１	加工・直売施設整備事業	
別表５－２	加工・直売施設整備事業	
別表６	バイオマス利活用施設整備事業	

（注）提出する際には、作成した事業名のチェック欄に「○」を記載すること。

（注）　食料産業・６次産業化交付金実施要綱第８に基づき評価報告を行う場合は、「事業実施主体の自己点検結果」を「事業実施主体の自己評価」とし記載すること。また、「都道府県における事業実施状況の点検結果」を「都道府県における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

別紙様式第11号（別表１）

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（加工・直売の支援体制整備事業及び加工・直売の推進支援事業）

（〇〇都道府県）　平成〇年度）

①６次産業化等に関する戦略の策定

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	32年度（目標年度）	900	750	83.3%	
		実績（初年度）	30年度	500	600	120.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	700	100.0%	
		実績（第3年度）	32年度	900	750	83.3%	
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	700	500	71.4%	
		実績（初年度）	30年度	500	400	80.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	500	71.4%	
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	77.4%	

②人材育成研修会の開催

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	30年度（目標年度）	20	20	100.0%	
		実績（初年度）	30年度	20	20	100.0%	
		実績（第2年度）					
		実績（第3年度）					
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	30年度（目標年度）	10	5	50.0%	
		実績（初年度）	30年度	10	5	50.0%	
		実績（第2年度）					
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	75.0%	

③商談会等の開催

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	30年度（目標年度）	500	600	120.0%	
		実績（初年度）	30年度	500	600	120.0%	
		実績（第2年度）					
		実績（第3年度）					
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	700	500	71.4%	
		実績（初年度）	30年度	500	400	80.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	500	71.4%	
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	95.7%	

④加工適性のある作物導入

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	32年度（目標年度）	3	3	100.0%	
		実績（初年度）	30年度	1	1	100.0%	
		実績（第2年度）	31年度	2	2	100.0%	
		実績（第3年度）	32年度	3	3	100.0%	
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	700	500	71.4%	
		実績（初年度）	30年度	500	400	80.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	500	71.4%	
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	85.7%	

⑤新商品開発・販路開拓の実施

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	32年度（目標年度）	900	750	83.3%	
		実績（初年度）	30年度	500	600	120.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	700	100.0%	
		実績（第3年度）	32年度	900	750	83.3%	
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	700	500	71.4%	
		実績（初年度）	30年度	500	400	80.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	500	71.4%	
		実績（第3年度）	32年度				
都道府県平均達成率				－	－	77.4%	

⑥直売所の売上向上に向けた多様な取組

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	32年度（目標年度）	900	750	83.3%	
		実績（初年度）	30年度	500	600	120.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	700	100.0%	
		実績（第3年度）	32年度	900	750	83.3%	
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	700	500	71.4%	
		実績（初年度）	30年度	500	400	80.0%	
		実績（第2年度）	31年度	700	500	71.4%	
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	77.4%	

⑦施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	32年度（目標年度）	50	30	60.0%	
		実績（初年度）	30年度	20	15	75.0%	
		実績（第2年度）	31年度	30	20	66.7%	
		実績（第3年度）	32年度	50	30	60.0%	
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	31年度（目標年度）	20	15	75.0%	
		実績（初年度）	30年度	10	5	50.0%	
		実績（第2年度）	31年度	20	15	75.0%	
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	67.5%	

⑧地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	目標年度	計画時の目標値（A）	実績値（B）	達成率（C）B/A	事業の実施状況概要
〇〇市	事業実施主体A	成果目標	30年度（目標年度）	2	1	50.0%	
		実績（初年度）	30年度	2	1	50.0%	
		実績（第2年度）					
		実績（第3年度）					
〇〇市	事業実施主体B	成果目標	30年度（目標年度）	1	1	100.0%	
		実績（初年度）	30年度	1	1	100.0%	
		実績（第2年度）					
		実績（第3年度）					
都道府県平均達成率				－	－	0.0%	

市区町村名	事業実施主体名	目標項目	総事業費（円）	交付金（円） 交付金	都道府県費	市町村費	その他	完了年月日	事業実施主体の自己点検結果及び自己評価 達成率		都道府県における事業実施状況の点検結果及び評価結果 評価	点検結果及び評価	備考
〇〇市	事業実施主体A	成果目標							85.0%	（事業成果）（課題）（改善方法）（今後の方策）	A	（評価結果）	
		実績（初年度）							100.6%	（点検結果）（課題）（改善方法）		（点検結果）	
		実績（第2年度）							93.3%	（点検結果）（課題）（改善方法）		（点検結果）	
		実績（第3年度）											
〇〇市	事業実施主体B	成果目標							72.8%	（事業成果）（課題）（改善方法）（今後の方策）	A	（評価結果）	
		実績（初年度）							75.0%	（点検結果）（課題）（改善方法）		（点検結果）	
		実績（第2年度）							86.4%	（点検結果）（課題）（改善方法）		（点検結果）	
		実績（第3年度）											
都道府県平均達成率									78.9%		A		

総合所見	

（注１）　別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
（注２）　達成率の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
（注３）　事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
（注４）　事業実施年度（初年度）を目標年度とする場合は、第２年度、第３年度の記載は不要とする。
（注５）　目標年度にあっては、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
（注６）　合計欄には、目標年度における達成率の合計を事業実施件数で除した値を記載すること。
（注７）　事業実施年度（初年度）から目標年度までにおける報告の際は、事業実施計画（別紙様式第１号又は別紙様式第２号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。
（注８）　都道府県における評価の欄には、達成率に応じた次のアルファベットを記載する。
　Ａ：達成率が70％以上
　Ｂ：達成率が50％以上70％未満
　Ｃ：達成率が30％以上50％未満
　Ｄ：達成率が30％未満

別紙様式第11号（別表２）

都道府県事業評価報告書（地域での食育の推進事業）

（○○県　平成○年度）

市区町村名	事業実施主体名	①食育推進検討会の開催			②課題解決に向けたシンポジウム等の開催			③食育推進リーダーの育成及び活動の促進			④食文化の保護・継承のための取組支援			⑤農林漁業体験の機会の提供			⑥和食給食の普及			⑦地域における共食の機会の提供			⑧食品ロスの削減に向けた取組			総事業費（円）	交付金（円）				完了年月日	事業実施主体の評価		都道府県における事業実施状況及び評価結果	備考
		目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率	目標項目	目標値	達成率		交付金	都道府県費	市町村費	その他		達成率（平均）	課題及び改善方法	評価結果	
		国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%	国産を選ぶ	現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	食育の推進に関わるボランティア数の増加	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上毎日	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上毎日	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	体験者の増加	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上毎日	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上毎日	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%	食品ロスのため何らかの行動している。	現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%	共食をしたい人の増加	現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	80.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	100.0%											
			現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%		現状値○% ↓ 目標値○%	90.0%											
		事業区分別の達成率（都道府県推計）		90%			90%			90%			90%			90%			90%			90%			90.0%										

都道府県における評価結果

総事業費（円）	交付金（円）				完了年月日	都道府県における事業達成率（全事業平均）	都道府県における事業実施状況の評価結果
	交付金	都道府県費	市町村費	その他		達成率	評価
0	0	0	0	0		90%	B
達成状況に関する所見							
総合所見							

（注１）　別添として、各事業の実施概要が分かる資料（写真や図表を利用）、アンケート調査結果等を添付すること。
（注２）　「達成率」には、各目標値に対する実績値の比率を記載する。
（注３）　「総事業費」、「交付金」には事業年度の実績額を記載する。
（注４）　「事業区分別の達成率」には、目標項目ごとの達成状況を勘案して都道府県としての達成率を推計して記載する。
（注５）　「都道府県における事業達成率」には、各事業区分別の達成状況の平均値を記載する。
（注６）　「都道府県における事業実施状況の評価結果」には、達成率に応じた次のアルファベットを記載する。
　　Ａ：達成率100%以上
　　Ｂ：達成率が80%以上100%未満
　　Ｃ：達成率が80%未満
（注７）　「達成状況に関する所見」には、達成状況の分析に加えて、第３次食育推進基本計画及び食育推進計画への寄与度について記載する。
（注８）　「総合所見」には、　「より事業効果を高めるための改善点等」、今後の事業進展につながる所見を記載する。

別紙様式第11号（別表３）

都道府県事業実施状況報告書（バイオマス利活用推進事業）

（○○都道府県）　平成○年度）

市町村名	事業実施主体名	事業内容	総事業費（円）	交付金（円）				完了年月日	事業実施主体の事業実施状況	都道府県における事業実施状況の点検結果	備考
				交付金	都道府県費	市町村費	その他				
	事業実施主体A	調査支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		基本設計支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		実施設計支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		協議・手続支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
	事業実施主体B	調査支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		基本設計支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		実施設計支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
		協議・手続支援							（実施状況） （今後の取組）	（点検結果）	
総合所見											

（注１）　別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況の報告書を添付すること。

別紙様式第11号（別表４）

都道府県事業実施状況報告書（食料産業・６次産業化交付金のうち営農型太陽光発電の高収益農業の実証）

（○○都道府県　平成○年度）

事業実施主体名	年度	取組内容			設備の使用状況	総事業費（円）	負担区分（円）		完了年月日	事業実施状況の点検結果	備考
		コンソーシアムによる会議開催	実証試験の実施	報告書の作成・活用と取組普及			交付金	都道府県費			
	30年度				－					（点検結果） （課題） （改善方法）	
	31年度				－					（点検結果） （課題） （改善方法）	
	32年度	－	－	－	記載事項： ・設備下で実証試験を実施した作物名 ・年間発電量	－	－	－	－	－	
	33年度	－	－	－	記載事項： ・設備下で実証試験を実施した作物名 ・年間発電量	－	－	－	－	－	
	34年度	－	－	－	記載事項： ・設備下で実証試験を実施した作物名 ・年間発電量	－	－	－	－	－	

別紙様式第11号（別表５－１）

都道府県等事業実施状況報告書及び評価報告書（加工・直売施設整備事業）

（○○県　平成○年度）

市町村名	事業実施主体名			農林漁業者が組織する団体による取組				農林漁業者等と中小企業者による取組				事業費（円）	負担区分（円）						完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県の点検結果及び評価	備考
				総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高（千円）		うち、本事業により整備した施設・機械等に係る売上高（千円）		中小企業者にあっては総売上高、農林漁業者にあっては認定農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高（千円）		うち、本事業により整備した施設・機械等に係る売上高（千円）			自己資金		地方公共団体等			交付金			
														うち貸付金	都道府県	市町村	その他					
（例）○○市	○○農協	成果目標	（目標年度）○年																			
		実績（初年度）	達成率（%）																			
		実績（第２年度）	達成率（%）																			
		実績（第３年度）	達成率（%）																			
		実績（第４年度）	達成率（%）																			
		実績（第５年度）	達成率（%）																			

＜中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標＞

市町村名	事業実施主体名	中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標（千円、人、等）					事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
		目標の内容		実績		達成率（%）		
（例）○○市	○○農協			実績（初年度）				
				実績（第２年度）				
				実績（第３年度）				
				実績（第４年度）				
		目標年度		実績（第５年度）				

注１　目標年度までの毎年度において、表中の実績、達成率、点検結果について、事業実施主体ごとに実施状況報告書を作成する。
注２　点検結果には、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法について記載する。
注３　目標年度において、実施状況報告書の表題及び表中の下線部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載する。
　　また、別紙様式第10号（別表５－２）により、目標年度に至った事業実施主体を整理し、当該報告書と合わせて報告する。
注４　別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付する。
注５　都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施した事業については、「中山間地域における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入する。
注６　報告に不要な表は、削除する。

別紙様式第11号（別表５－２）

○○年度　都道府県等事業成果の評価報告書（加工・直売施設整備事業）

（○○県　平成○年度）

市町村名	事業実施主体名			農林漁業者が組織する団体による取組		農林漁業者等と中小企業者による取組		事業費（円）	負担区分（円）						完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県の点検結果及び評価	備考
				総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高（千円）	うち、本事業により整備した施設・機械等に係る売上高（千円）	中小企業者にあっては総売上高、農林漁業者等にあっては認定農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高（千円）	うち、本事業により整備した施設・機械等に係る売上高（千円）		自己資金	うち貸付金	地方公共団体等 都道府県	市町村	その他	交付金				
（例）○○市	○○農協	成果目標	（目標年度）○年															
		目標年度実績	達成率（%）															
○○市	㈱○○農産	成果目標	（目標年度）○年															
		目標年度実績	達成率（%）															
○○町	○○	成果目標	（目標年度）○年															
		目標年度実績	達成率（%）															
都道府県平均達成率				0.0%														
総合所見																		

注１　目標年度における事業者ごとの評価を実施状況報告書（別紙様式第10号（別表５－１））から転記し、当該年度の都道府県の平均達成率を計上したうえで、総合所見を記載する。

注２　都道府県の平均達成率は、農林漁業者が組織する団体による取組及び農林漁業者等と中小企業者の取組の達成率の合計を事業者数で除した値を記載する。

別紙様式第11号（別表６）

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書（バイオマス利活用施設整備事業）

（○○都道府県）　平成○年度）

市町村名	事業実施主体名			①バイオマスの利用量（ｔ）				②成果物の利用量（kwh）				③事業の収益状況（円）				総事業費（円）	交付金（円）				完了年月日	総合達成率	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県における事業実施状況の点検結果及び評価結果	備考
				目標値	実績値	達成率	事業の実施状況概要	目標値	実績値	達成率	事業の実施状況概要	収益	費用	差引利益	事業の実施状況概要		交付金	都道府県費	市町村費	その他					
	事業実施主体Ａ	主たる成果目標	（目標年度）３３年度	バイオマス原料の種類（ ○○等）				成果物の種類（○○）																	
				1,000				500																	
		事業実施（事業実施１年目）	３０年度	1,000				500															（施設整備状況）	（点検結果）	
		事業完了後実績（１年目）	３１年度	1,000	650	65.0%		500	100	20.0%													（点検結果） （課題） （改善方法）	（点検結果）	
		事業完了後実績（２年目）	３２年度	1,000	800	80.0%		500	300	60.0%													（点検結果） （課題） （改善方法）	（点検結果）	
		事業完了後評価（３年目）目標年度	３３年度	1,000	900	90.0%		500	450	90.0%												90.0%	（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		事業完了後評価（４年目）	３４年度	1,000	900	90.0%		500	450	90.0%												90.0%	（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		事業完了後評価（５年目）	３５年度	1,000	1,000	100.0%		500	500	100.0%												100.0%	（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		平均達成率																					（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
	事業実施主体Ｂ	主たる成果目標	（目標年度）３３年度	2,000		－		300		－															
		事業実施（事業実施１年目）	３０年度	500		25.0%		20		10.0%													（施設整備状況）	（点検結果）	
		事業完了後実績（１年目）	３１年度	700		35.0%		30		10.0%													（点検結果） （課題） （改善方法）	（点検結果）	
		事業完了後実績（２年目）	３２年度	900		45.0%		100		33.3%												39.2%	（点検結果） （課題） （改善方法）	（点検結果）	
		事業完了後評価（３年目）目標年度	３３年度																				（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		事業完了後評価（４年目）	３４年度																				（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		事業完了後評価（５年目）	３５年度																				（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
		平均達成率																					（事業成果） （課題） （改善方法）	（評価結果）	
都道府県平均達成率						67.5%				66.7%												67.1%			
総合所見																									

（注１）　事業実施年度は、事業実施計画に準じて各事業実施主体が作成した、事業実施結果に関する報告書を添付すること。
（注２）　①バイオマスの利用量欄は、別紙様式第７号の（５）に記載された、バイオマス原料の目標値に対する実績値を記載すること。
　　バイオマス原料が複数ある場合は、計画値の総計に対する実績値を記載すること。
（注３）　②成果物の利用量欄は、別紙様式第７号の（７）に記載された、成果物の量（再生可能エネルギーの生産量等）の目標値に対する実績値を記載すること。
　　成果物の種類が複数ある場合は、欄を追加して記載すること。
　　なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量について記載すること。
（注４）　事業が複数年に渡って実施される場合、事業実施２年目以降の内容について、事業実施（事業実施○年目）欄を追加して記載すること。
（注５）　達成率の欄には、目標値に対する実績値の比率を記載すること。
（注６）　事業完了後１年目から目標年度までの事業の実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について、数値を入れながら記載すること。
（注７）　目標年度以降は、表題及び表中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び改善方法について記載すること。
（注８）　都道府県平均達成率欄には、目標年度以降、直近年度の達成率の合計を件数で除した値を記載すること。
（注９）　事業が複数年に渡って実施される場合、成果目標の総事業費及び交付金欄には、事業全体の合計金額を記載すること。
（注10）　評価期間が終了した事業実施主体は、表から削除して作成するものとする。

別紙様式第12号（別記１－１の第４の４、別記１－２の第４の３、別記２の第５の６、別記３の第２の２及び別記４の第５の３関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事
（○○農政局長等）
殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
2　交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
3　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注１：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。
注２：事業実施主体が都道府県の場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別紙様式第13号（別記1－2の第7関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

事業収益状況報告書

食料産業・６次産業化交付金のうち加工・直売の推進支援事業に関する平成〇〇年度の事業収益の状況について、食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別記１－２の第７に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	事業の中心となる農林漁業者・民間事業者等の名称								
2	会計年度（決算期間）	年　月　日　～　年　月　日							
3	事業の概要								
4	事業で取り組んだ新商品名								
5	事業実施期間	年　月　日　～　年　月　日							
6	販売実績、費用等								
	項　　目	事業実施年度	事業年度（１年目）	事業年度（２年目）	事業年度（３年目）	事業年度（４年目）	事業年度（５年目）	累計額	備考
(1)	事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定による収益の額	－	0					0	
(2)	事業による成果の供与による収益の額	－	2,400,772	0	0	0	0	2,400,772	
(3)	事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額	－	3,800,000					3,800,000	ΣＡｉ
(4)	(3)の売上高を得るために要した費用の額（新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用除。）	－	1,399,228					1,399,228	ΣＥｉ
(5)	新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の額	－	3,000,000					3,000,000	C
(6)	交付金の確定額	－	1,000,000	－	－	－	－	1,000,000	D
(7)	納付額	－	0	0	0	0	0	0	E
(8)	納付すべき事業収益額	－	133,591	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	133,591	Ｅｉ
	ΣＡｉ：初年度からｉ年度までの売上高の累計 ΣＥｉ：初年度からｉ年度までの売上高を得るに要した費用（新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除きます。）の累計 Ｃ：新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計 Ｄ：新商品開発及び当該新商品の改良に関する交付金の確定額 Ｅ：納付額累計 Ｅｉ：納付すべき事業収益額 Ｅｉ＝｛（ΣＡｉ－ΣＥｉ）－（Ｃ－Ｄ）｝Ｄ／Ｃ－Ｅ								

項　　目	事業実施年度	事業年度（１年目）	事業年度（２年目）	事業年度（３年目）	事業年度（４年目）	事業年度（５年目）	累計額	備考
7　収益の状況に関する事項 ※収益の状況について記載すること。収益が発生しなかった場合はその要因及び改善策を記載すること。	－							
8　事業継続に関する事項 ※事業の継続方針を記載すること。製造・販売を中止した場合は中止した期日を記載すること。	－							
9　６次産業化サポートセンターの活用状況に関する事項 ※サポートセンターを活用した場合は、活用した年月日を記載すること。	－							

注１　この報告書は、販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度（複数年度にわたる事業を実施した場合には、最終の事業年度とする。）の翌年度から３年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあっては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。なお、３年間収益が発生しない場合で４年目以降も販売・製造を継続する場合は、引き続き当該報告書を作成し、提出すること。
注２　本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。
注３　６の（５）「新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用」には、本事業による新商品開発及び当該新商品の改良に要した交付対象事業費のほか、これを補完するため自己負担により行われた新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用を含むこと。
注４　６の（６）「交付金の確定額の累計」には、本事業により交付された交付金の累計額を記入すること。
注５　事業により開発された商品に係る売上高及び費用に関する資料等（貸借対照表及び損益計算書等）を添付すること。
注６　７「収益に関する事項」には、収益が上がらなかった場合、その要因について売上と費用の両面から分析を行い、収益の発生に向けた改善策について具体的に記入すること。

別紙様式第 14 号（別記３の第４関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）に関する
整備状況報告書

食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 食産第 5353 号農林水産事務次官依命通知）別記３の第４に基づき、整備状況報告書を提出します。

記

１．地区概要

事業実施主体名	
事業実施地域	
当該実施期間	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月 （事業実施期間　平成　年　月　～　平成　年　月）

２．導入したバイオマス利活用施設の概要

管理主体	
対象バイオマス	
導入技術	
変換施設	
関連施設	
その他	

※導入した施設の規模を併せて記載すること。

３．導入したバイオマス利活用施設の利用状況

（１）バイオマスの発生・利用量の状況

対象バイオマス	単位	発生状況	利用状況	利用率

（２）変換成果物の状況

変換品目	単位	変換量	利用先	利用状況

４．その他

別紙様式第15号（別記４の第７関係）

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　印

食料産業・６次産業化交付金の営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に関する
売電収入状況報告書

食料産業・６次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）に関する平成○○年度の売電収入の状況について、食料産業・６次産業化交付金実施要綱（平成30年３月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）別記４の第７に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業実施主体

２　報告対象期間　　平成○○年○月○日～○○年○月○日

３　売電を行った期間　平成○○年○月○日～○○年○月○日

４　売電収入

項目	金額（円）
事業に係る今年度の売電収入の金額	
交付金の確定額の累計	
現在までの国庫納付額	

（記載注意）
（１）この報告書は、年度ごとに提出すること。売電を実施しなかった場合は、「今年度の事業に係る売電収入の金額」の欄は「-」として提出すること。
（２）「交付金の確定額の累計」には、本事業により交付された交付金の累計額を記入すること。
（３）電気事業者が発行する明細の写し、その他必要に応じて売電による収入がわかる資料を添付すること。

別紙様式第16号（別記5－1の第6関係）

食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

1　農林水産物等の生産向上に係る効果　　事業実施主体名：

(1)　農業生産向上効果

(ア)　作付増加効果　　※千円未満の端数処理は四捨五入すること

対象作物	現況作付面積(ha)①	計画作付面積(ha)②	作付面積増減(ha)③=②-①	現況単収(t/ha)④	現況生産物単価(千円/t)⑤	純益率(%)⑥	年効果額(千円)⑦=③×④×⑤×⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(イ)　単収増加効果

対象作物	現況単収(t/ha)①	計画単収(t/ha)②	単収増減(t/ha)③=②-①	効果発生面積(ha)④	現況生産物単価(千円/t)⑤	純益率(%)⑥	年効果額(千円)⑦=③×④×⑤×⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(ウ)　品質等向上効果

対象作物	効果発生面積(ha)①	計画単収(t/ha)②	効果発生量(t)③=①×②	生産物単価(千円/t)			年効果額(千円)⑦=③×⑥
				現況④	計画⑤	上昇額⑥=⑤-④	
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							

(エ)　畜産関連経営体所得向上効果

事業実施前年間経常所得額(千円)①	事業実施後年間経常所得額(千円)②	年効果額(千円)③=②-①
計		
データの根拠		
①		
②		

（オ）農畜産物等加工効果

取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②−①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
	現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計						
データの根拠						
①						
②						
④						
⑤						

(2) 林業生産向上効果

（ア）林産物等利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②−③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注　対象は、施設等の整備前においても間伐等が行われてきたにもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていなかった区域とします。

① 年平均利用増加見込量：近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

② 現在の林産物市場価格：林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

（イ）林産物等生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②−③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注 対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とする。その際、過大な見込みとならないように留意します。

① 年平均生産増加見込量：近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。

② 現在の林産物市場価格：林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

（ウ）林産物等販売促進効果

林産物名		現在		計画		計画販売経費 （千円） ⑤	年効果額(千円) ⑥=(③−①)×(④−②)−⑤
		林産物販売量 (t) ①	林産物市場価格(千円/t) ②	林産物販売量 (t) ③	林産物市場価格(千円/t) ④		
計							
データの根拠							
①							
②							
③							
④							
⑤							

（3）漁業生産向上効果

（ア）生産増加効果

魚種名	現在の生産量 (t) ①	計画の生産量 (t) ②	現在の単価 （千円/t） ③	利益率 (%) ④	年効果額(千円) ⑤=(②−①)×③×④×0.01
計					
データの根拠					
①					
②					
③					
④					

（イ）魚価向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の漁獲量(t) ③	年効果額(千円) ④=(②−①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

（ウ）品質等向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の取扱数量(t/年) ③	年効果額(千円) ④=(②−①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

(4) 経費節減効果

(ア) 労働経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④−⑧
		所要時間 (hr/ha) ①	労賃単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	労働経費計(千円) ④=①×②×③	所要時間 (hr/ha) ⑤	労賃単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	労働経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(イ) 機械経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④−⑧
		稼働時間 (hr/ha) ①	稼働単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	機械経費計(千円) ④=①×②×③	稼働時間 (hr/ha) ⑤	稼働単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	機械経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(ウ) 資材経費節減効果

対象作物	作業名	現況			計画			年効果額(千円) ⑦=③−⑥
		資材単価 (千円/ha) ①	効果発生面積 (ha) ②	資材経費計 (千円) ③=①×②	資材単価 (千円/ha) ④	効果発生面積 (ha) ⑤	資材経費計 (千円) ⑥=④×⑤	
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

（エ） 維持管理費節減効果

施設名	現行 ①		計画 ②		年効果額(千円) ③=①-②
	一般経費		一般経費		
	人件費		人件費		
	固定資産税		固定資産税		
計					
データの根拠					
①					
②					

2 食品等製造の向上に係る効果

（1）効果の内容

（ア）製造量向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

（イ）品質向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	規格外等による廃棄量			品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②	減少量(t) ③=①-②		純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

（ウ）施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 (千円)①	整備後の施設維持管理に係る年経費(千円)②	年効果額(千円) ③=①-②
計				
データの根拠				
①				
②				

3 雇用創出に係る効果

施設名	雇用人員 (人)	計画賃金(千円/年) ①	当該施設での雇用により失われる収入(千円/年) ②	年効果額(千円) ③=①−②
計				
データの根拠				
①				
②				

4 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括 (単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
農林水産物等の生産向上に係る効果		
食品製造の向上に係る効果		
雇用創出に係る効果		
計		

(2) 総合耐用年数の算出 (単位:千円)

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤		年	
データの根拠			
①			

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とします。

(単位:千円)

名称	廃用損失額
計	
データの根拠	
①	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤=②÷④	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦=(⑤−⑥)÷①		

注1 還元率=$\{i\times(1+i)^n\}\div\{(1+i)^n-1\}$、i=0.04(割引率)、n=総合耐用年数

2 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとします。

別紙様式第17号（別記５－２の第１の４関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
２　交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

工事等の契約名	機械・施設等名	事業費	工事開始予定 年　月　日	竣工予定 年　月　日	理　由
		円			
		円			
		円			
		円			

（注）１「事業費」欄は、交付対象事業費とします。
２　交付決定前着手に係る契約が複数からなる場合は、当該契約ごとに上表を整理することとします。

別紙様式第 18 号（別記５－２の第１の５関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年　月　日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年　月　日	
着手住所		
工事開始年月日	年　月　日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備　考	年　月　日付け○○第○○○号　交付決定通知	

（注）１　「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
２　「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
３　「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入することとします。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入することとします。
４　「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札

最終回に投じられた価格を記入することとします（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とします。）。

5　不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入することとします。

6　「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入することとします。

7　「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入してください。

8　交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「　年　月　日　第　号交付決定前着手届」と記入することとします。

9　事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理することとします。

別紙様式第19号（別記５－２の第３の１関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化整備交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着手住所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
検査年月日 （又は予定日）	
引き渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

（注）１　「事業費」欄は、交付対象事業費とします。
２　請負人等からの完了届の写しを添付することとします。
３　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理することとします。
なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出することとします。

別紙様式第20号（別記５－２の第６の４関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金の加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

平成○○年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　増築の理由

２　増築に係る施設等の概要
（１）地区名及び事業名
（２）事業実施主体名
（３）施設等の所在地
（４）施設等の構造、規格、規模等
（５）事業費
　ア　交付金
　イ　その他の負担額
（６）　取得年月日

３　増築の概要
（１）増築
　　（例）　増築　鉄骨スレート葺　　○○㎡　　事業費　　○○○　　千円
　　増設　○○ライン　○○箱／日処理　事業費　　○○○　　千円
（２）事業費の負担区分
（３）着手予定時期
（４）増築の効果

［添付資料］
１　当初事業実施計画書の写し
２　処理能力計算書
３　経営収支計画
４　建物平面図及び側面図並びに増設配置図
５　財産管理台帳の写し
６　その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注）模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

別紙様式第 21 号（別記６－１の第７関係）

食料産業・６次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

第１　費用対効果の算定方法

１　費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

２　妥当投資額の算定は、次の（１）から（３）までにより行うものとする。

（１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

（２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第２に従い算定するものとする。

（３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝｛ｉ×（１＋ｉ）^{n}｝÷｛（１＋ｉ）^{n} －１｝（別表参照）

ｉ＝割引率＝０．０４

ｎ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

３　総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第２　投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

１　バイオマス利活用による総収入

（１）発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kW)	収入 (千円)	備考
(　　)		(　　)	

（注）１　売電単価は、固定価格買取制度の買取価格（税抜き）を用いて計算するものとする。

２　自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

（２）熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
(　　)		(　　)	

（注）１　売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出

算出例）売熱単価

単位発熱量 36.7GJ/KL

（温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.3 環境省、経済産業省）

灯油単価＝100 円/ℓ =100,000 円/KL

（計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格）

１ＧＪ＝100,000/36.7＝2,725 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

（３）受入処理費による収入

種類	処理量 （ｔ）	受入単価 （円/t）	収入 （千円）	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
○○				
計				

（４）販売による収入

種類	販売量 （ｔ）	販売単価 （円/t）	収入 （千円）	備考
堆肥				
消化液				
○○				
計				

（注）１　ＢＤＦの単位はℓ 。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用

２　エタノールの単位はℓ 。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用

（５）総収入

種類	収入額（千円）	備考
（１）発電による収入		
（２）熱利用による収入		
（３）受入処理費による収入		
（４）販売による収入		
計		

２　バイオマス利活用年間総支出

（１）維持管理・運営費

直接費 （千円）	管理部門費 （千円）	総支出 （千円）	備考

（注）１　直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。
　　２　管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

（２）原料購入費

種類	購入量 （ｔ）	購入単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ペレット				
チップ				
○○				
計				

（３）副産物処理費

種類	処理量 （ｔ）	処理単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ｸﾞﾘｾﾘﾝ				
灰かす残さ				
○○				
計				

（注）　バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入

（４）総支出

種類	支出額（千円）	備考
（１）維持管理・運営費		
（２）原料購入費		
（３）副産物処理費		
計		

３　バイオマス利活用年間総利益

総収入（１．（５）） （千円）	総支出（２．（４）） （千円）	年間総利益 （１．（５）－２．（４）） （千円）	備考

４　投資効率の算定

（１）年総効果額（＝年間総利益）　　○○○千円

（２）総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額（減価額） ③＝②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数＝④÷⑤		年	

（３）廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

（単位：千円）

名称	廃用損失額
計	

（４）経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤＝（②÷④）－⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦＝⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。ただし、別紙様式第７－４号事業収支計画表の収入及び支出（支払い金利及び租税公課除く）について整合を図ること

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別紙様式 22 号（別記６－２の第１の４関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する
交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
２　交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注:「事業費」欄は、交付対象事業費とします。

別紙様式 23 号（別記６－２の第１の５関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備に関する
入札結果・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年　　月　　日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約年月日	年　　月　　日	
契約価格（税抜）	年　　月　　日	
契約年月日		
着手住所		
工事開始年月日	年　　月　　日	
完了予定年月日	年　　月　　日	
工事監理者		
入札結果の公表方法		
備　考	年　　月　　日付け○○第○○○号　交付決定通知	

（注）１　「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むことと。
２　「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
３　「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入すること。ただし、不落

札随意契約の場合は、必ず記入することと。

4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。

5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また「落札業者名」欄は契約業者名を記入することする。

6 「施行業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入することする。

7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入すること。

8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「 年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入すること。

9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別紙様式第 24 号（別記６－２の第３の１関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

食料産業・６次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備に関する
しゅん功届

このことについて、下記のとおりしゅん功を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
しゅん功検査年月日（又は予定日）	
引き渡し年月日（又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

（注）１　「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
２　請負人等からの完了届の写しを添付すること。
３　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

別紙様式第 25 号（別記６－２の第６の４関係）

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名　　印

バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した
施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

平成○○年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築(模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１ 増築の理由

２ 増築に係る施設等の概要
（１）地区名及び事業名
（２）事業実施主体名
（３）施設等の所在地
（４）施設等の構造、規格、規模等
（５）事業費
ア交付金
イその他の負担額
（６） 取得年月日

３ 増築の概要
（１）増築
（例） 増築 鉄骨スレート葺 ○○㎡ 事業費 ○○○ 千円
増設 ○○ライン ○○箱／日処理 事業費 ○○○ 千円
（２）事業費の負担区分
（３）着工予定時期
（４）増築の効果

[添付資料]
１ 当初事業実施計画書の写し
２ 処理能力計算書
３ 経営収支計画
４ 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
５ 財産管理台帳の写し
６ その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注）模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。